

民間資金等活用事業推進委員会

第4回合同部会

議事録

内閣総理大臣官房内政審議室
民間資金等活用事業推進室

民間資金等活用事業推進委員会第4回合同部会議事次第

日 時： 平成12年4月21日(金) 13:00～17:10

場 所： 永田町合同庁舎5階第一会議室

1. ガイドラインについてのヒアリング

(1) 東京都

小山 隆 氏 水道局総務部主計課長

渡辺裕己 氏 水道局総務部主計課課務担当係長

(2) 株式会社荏原製作所

大谷浩一 氏 エンジニアリング事業本部 企画調査室長 取締役

竹内良一 氏 エンジニアリング事業本部 総合事業統括

総合システム技術センター システム計画室長

出席者

【委員・専門委員】

西野部会長、山内部会長、奥野委員、小幡委員、高橋委員

有岡専門委員、伊藤専門委員、植田専門委員、廣實専門委員、光多専門委員、
美原専門委員、矢野専門委員、山下専門委員

【事務局】

白須民間資金等活用事業推進室長、阿部参事官、古谷企画官、清水企画官

西野部会長 それでは、時間になりましたので、議事に入りたいと思います。

皆様も既に何人かの委員・専門委員からコメントを受け取っておられると思いますが、これからしばらくはヒアリングを中心に部会を進めるということで、受け取ったコメントはそれなりに関連しておりますので、各自でご覧いただいて、それを質疑に生かしていただくのは当然でございますが、その内容についての議論はヒアリングが終わってからというふうにさせていただきたいと思います。

それでは、今日は民間資金等活用事業推進委員会第4回合同部会でございます。事業推進部会と評価基準部会では、合同でPFI事業の実務上の参考指針としてのガイドラインについての検討に資するために、ガイドラインの内容及び留意点について、PFI事業や類似の事業に関わる具体的な経験などに基づいたヒアリングを行うこととしているわけがあります。本日その第1回目のヒアリングを行いたいと思います。議事の進行上、事業推進部会の部会長の私が進行を務めさせていただきます。

本日は私と山内部会長の相談によりまして、2組の方に出席をお願いいたしております。それぞれ約2時間ずつの時間を取りまして、おおむね5時頃までということとしたいと思います。最初でございますので、少し時間的余裕を取ってございます。

それでは、早速最初の方を御紹介いたします。

東京都水道局総務部主計課の小山隆課長でございます。

小山課長には、最初に約1時間お話しをしていただきまして、その後質疑の時間を約1時間取りたいと思います。

先日の討論で私たちが当面取り扱いたいというのはバリュー・フォー・マネーとリスクの問題でございますが、1件のプロジェクトでございますので、お話は多分全般を通じて行われますし、質疑もその2点に集中していただければそれはそれで有り難いと思いますが、必ずしもそれにかかわらず、せっかくの機会でございますので、多少全般に渡る質疑があってもいいかと思えます。

それでは、小山課長よろしく願いいたします。

東京都 ただいま御紹介いただきました東京都水道局の小山でございます。それから、PFIを担当しております渡辺係長でございます。

それでは、私どもが現在進めております金町浄水場というところで、常用発電PFIモデル事業と我々申しているのですが、それについての概要といったことを御説明させていただきます。

まず私ども東京都としてのPFI事業というよりは、むしろ水道局としてのPFI事業と御理解をいただきたいと思えます。

水道事業というものは、一般の税で地方自治体が行う行政サービスと、仕組みというか、柱立てが異なっている。水道事業は地方公営企業という形で一般の税で行う自治体の事務とは独立した形でサービスの提供を行っています。会計も企業会計という形で一般の会計とは別会計処理をしております。

それから、事業運営に必要な財源についても、水道料金をもって充てるということになっておまして、受益者負担という形で事業を行っている。そういう意味では公共性はもちろんなんですが、企業性というか効率性の発揮ということが求められている事業であると考えております。そういう観点で水道局として行ってきたということ若干最初に触れさせていただいたということでございます。

水道事業というのは、御案内のとおり河川の水を浄化して各家庭に送り出すということで、非常に広大な敷地があると同時に、ここからポンプで水を送り出すということで、たくさんの電気を消費しております。従前は東京電力から受電をして、その電気を賄っているわけですが、今回、その電気についてふだんから発電をして電気を賄っていこうと。これは阪神・淡路の大震災以降、ライフラインについての震災対策の強化ということで、電源を2系統化していこうと。つまり、東京電力だけに頼っているのは、いざ、東京電力の送電がストップした場合には、直ちに水の供給はストップしてしまうということになってはならないということで、東京電力の電源は確保しながら、自らも発電をして、東京電力の電気が止まっても、一定量の電源を確保して、水が止まらないという状況にしていこうと。ということで、順次浄水場について常用発電設備というものを導入する計画で進めております。

当然これは直営というか、自らが常用の発電設備をつくるという方向で進めてまいりました。既にこういう常用発電設備というものは、多摩地区の方の東村山浄水場というのがございますが、既にそこではそういう設備を設置をして、これは、私どもが設計から建設をして、管理も行うという形で運転をしております。半分はその電気、半分は東京電力という形で進めております。

これを順次浄水場に入れていこうということで、金町浄水場についても、そういった形で半分程度を賄う常用発電を行うということで、それを私どもが行うということではなくて、PFIという手法を使って、民間の事業者さんに建設から運転管理も含めてやっていただくということで事業を進めているものでございます。

実際にはこれは電気を発電するだけではなくて、出てくる熱も併せて利用するコージェネレーション・システムということで我々としては、環境対策も同時に行えるし、エネルギーを有効活用するという意味での環境対策、あるいはそこでPFIという手法を用いてコスト縮減も図れればということで取り入れてきた事業でございます。これにつきましては、PFI法というものができる前に、この事業を進めていこうという形で進めてまいりましたので、法律に基づき、基本方針が策定されて、それに沿ったような形での手続にはなっておりませんが、当時からPFIというものについてはかなりいろんな部分で宣伝もされていまして、考え方もそれなりに浸透していったので、できるだけそういった趣旨が生かせるような形で事業を進めてきたつもりではあります。

実際にどうしてPFI手法をここに入れようかなということでございますが、一つは、電気を起こす事業というものは、そもそも他のところではいくらでもやっていることでご

ざいまして、事業としてそもそも成り立つものであろうと。これは公がやろうが、民間がやろうが、そもそも事業性としては十分成り立つ事業であるということが一つあるかどうかということでございます。

実際に事業の規模でございますが、ここで発電事業を行う、公共サービスの一部をここで担っていただくということでございますけれども、仮にこれが何らかの形で失敗という言い方がいいかわかりませんが、破綻をしたらということになった場合に、公共サービスに及ぼす影響を考えた場合に、電気でございますで、電気を切り替えることによって、仮にそういったことでストップをしても、代替措置が可能であるということ。

それから、仮に何らかのお金を投資をしたとしても、東京都の水道局の年間予算が大体5千億円くらいでございます。この常用発電設備の建設費ですとか、ランニング・コストというものが水道会計に及ぼす影響というものを考えてみますと、さほど大きいものではないだろうという事業の規模的な面からいっても、リスクは割と少ないのかなということが考えられました。

実際には直営でやるよりも、いろんな意味でコスト縮減が期待できるだろう。これは後でまた触れなければいけないんですが、事前評価とかの絡みにもなってくるんだと思いますが、設計から建設、管理まで一体的に管理をして行うということ。

それから、発電設備ということですので、割と技術革新というものが事業に取り込みやすいという面もあって、PFI事業者の方にやっていただければ、かなりコスト縮減が期待できたということもありました。

それから、現在の法の仕組みの中で、こういった事業が特段の規定がなければできないのかと言いますと、特定供給に関する発電事業とかについては、既に現行法令があるということでございます。

それから、水道事業についてはもともと国庫補助という仕組みが非常に少ないというか、割と限定的に補助制度がありまして、こういった設備の更新とか設置については、水道事業の補助の対象にならないということで、先ほど申し上げた水道料金を原資とした自らのお金でやらざるを得ないということでございます。

そういう意味で、現在の仕組みの中でも十分こういった手法を取り入れて、事業展開ができるということでPFIの手法を用いた形でこの事業を進めていこうと考えたわけでございます。

実際に事業をどう進めてきたかということでございますが、PFIモデル事業という位置付けでこの事業を行いますという決定を平成10年11月に行いました。これはプレスの方にリリースさせていただいて、こういった趣旨で、先ほど申し上げたPFI手法を導入する理由等を明らかにした上で、この事業についてPFIモデル事業として実施してまいりますということを10年11月に発表いたしましたして、それ以降、段取りのあるごとにプレス、あるいは水道局はホームページを開いていますので、そこにお知らせを出していくという形をとっております。

11年1月に公開募集でこの事業を行いますということで募集要項を発表いたしました。「事業者公開募集要項」についてはどなたでもどうぞということで、希望される方にはすべてお渡しをするという形になりました。

それから、11年2月には現場説明会ということで、これについてもどなたでも御自由に御参加くださいということで、浄水場で現場説明会を行った。ちなみに100社程度の方がお見えになって、非常に関心が高いということを実感した次第ですけれども、現場説明会をした上で3月に一次提案の受付ということを行いました。

今回、私どもが行った事業者の選定に当たっては、一次と二次という形で2段階の審査を行いました。これは事前に我々が発表して以降、非常に問い合わせが多くて、事業者の方の関心が高かったので、相当の参加が見込まれましたので、例えば何十社という方が来た場合に審査だけで相当に時間がかかるだろうということで、それが果たしてお互いにとっていいかどうか。なかなか結論を出すのに時間がかかり過ぎてしまうのではないかとということで、一次審査というものは、どちらかということ、資格審査ですとか、事業内容の審査というか技術審査を中心に進めていこうということにしました。そこで一定のレベルに達していない方の提案については、そこで外していただいて、残った方で二次審査ということで、二次審査については、基本的には価格競争をしていくということで、最も低い価格の方を契約予定者という形にさせていただくということで、2段階審査をとろうと考えました。

その第一次の提案受付を3月末に行いまして、実際には11グループなどの方からの応募がございました。これは募集要項にも書いてあるわけですが、応募は単独会社でもグループでも結構です。それから、外国の法人でも結構ですという形でやりましたが、実際には1社で応募された方が5者、何社かのグループで応募された方が6者で、それで11者でございました。

一次審査の結果を4月に公表いたしまして、実際には5グループの方に絞らせていただきました。

次に、先ほど申し上げた価格審査に当たっての二次募集要項というものを11年6月に公表いたしまして、受付は去年の7月ということでございます。

その審査をいたしまして、7月23日に事業予定者を決定させていただいたということで、事業者としては3社、石川島播磨、清水建設及び電源開発のグループの提案を最終的に決めさせていただきました。

その事業予定者と、契約交渉に入りまして、昨年の10月に契約を取り交わしたという流れでございます。

現在、本年の10月までにこの常用発電施設を運転開始をするということで、工事を進めている段階という状況でございます。

実際にそういった事業を進めていく際にこういったことを重視したのかということでございますが、なるべくこの事業を進めていく上での透明性を確保していこうということで、

募集要項、審査結果、説明会、これらについてはすべて公表という形で進めてまいりました。

実際には関心のある方からいろんなお問い合わせ、御質問、あるいは要項の解釈の問題というか、どう解釈すればいいのかということがたくさんまいりました。これらについての対応でございますが、一件毎に対応するということだと、その方しかその質問内容についての理解が進まないということで、すべて文書でいただいて、一括して文書で回答書を作りまして、関心のある方はお持ちくださいという形をとらせていただきました。一次募集要項を発表した段階で質問期間を設定いたしまして、質問を受け付けたところ、約400件くらいの質問がございまして、それを回答書という形で文書で整理をいたしまして、お配りをするという形をとりました。

それから、実際に一次提案というか、応募した後も、今度は応募者からさらに詳しい質問書を受け付けるということで、これについても150件くらいの質問がありましたので、これについても同じように文書で作って全員に配付をするというやり方をとりました。

プレスについては、都合9回行っております。

それから、例えば他の地方自治体ですとか、今回はこういった事業には参加しなかった企業の方、あるいは一般市民、都民の方についても、募集要項、回答書、契約書等についても、御要望があればお配りをするという形にしております。

公開募集に当たっては、東京都公報という、国で言えば官報ですね、これに募集要項の内容を掲載したというやり方をとりました。ですから、なるべく内容をオープンにしながら進めていこうということに留意したわけでございます。それから、今の透明性と絡みまして、公平性ということで今申し上げたように、すべて同じ対応をしていこうということで、関心のある方には同一情報、同一条件で対応していこうというやり方を行いました。

それから、どうしても一次審査、二次審査ということで、どういう審査をするんだということが非常に関心が高かったので、審査事項については、極力文書で明記をするということで、募集要項等にどういう審査を行うのか明記をしたということでございます。

実際の審査を進めるに当たっては、これでよかったのかどうかという問題もあるかと思いますが、私ども内部に提案審査委員会というものを設置して審査を行うというやり方をとりました。その辺がまず重視した点ということですが。

初めて民間の事業者の方にお任せをするということで、いざその事業を始めたはいいんですが、事業が破綻した場合きちんと対応が取れるのかということですが。その辺については、破綻する理由にもよるんですが、事業者のサイドからも、事業を打ち切る場合の対応ということもかなり御意見がございまして、その辺の事業を取り止める場合の対応ということで、契約書の中にそういったことをきちんと書き込んでいこうということも留意した点の一つでございます。

実際には、今回私どもどういう事業者の構成になるか。あるいは事業者の方もどういう形で資金調達をするかについては一切規定をしていませんでしたが、特に今回はグループ

提案で、資金手当もプロジェクト・ファイナンス方式をとるということになりました。このため、金融機関との関係が出てくるということで、当初は事業規模がそんなに大きくもないので、単独企業が参加して、自らのコーポレート・ファイナンスで行く可能性の方が高いのかなと思っていましたので、直接うちが金融機関とどうこうということは想定していなかったんですが、実際にはプロジェクト・ファイナンス方式になるということで、きちんと金融機関にも情報提供というか、私どもの方からも情報提供ということなどもルール化をしないといけないのかなということで、まだ最終的なところまで行っておりませんが、金融機関の関係も私どもとルール化というか、整理しないといけないのが出てきたという事情があります。

次に、実際にバリュー・フォー・マネーの関係はどうなっているんだとか、リスク分担の関係等について私どものモデル事業における対応ということで若干御説明させていただきたいと思います。まずバリュー・フォー・マネーの算定ということでございますが、今回事前に募集要項というか、事業の決定に当たって、定量的に外部に対してバリュー・フォー・マネーはこういうことが期待できますということをお示しはしておりません。

一つは、自由な提案をお願いしますということで、システムの内容ですとか、運転態勢ですとか、その辺については、我々としては規定はしないということで、電力の提供だけ受ければいいんです、併せて蒸気の提供をこれだけの量を受ければいいんですよということで募集を開始するということで、精密な算定はしておりません。

ただ、そうは言っても、では、PFIになじむのかどうかということがありましたので、既に私どもが手掛けておりました東村山浄水場で同じようなコージェネレーション・システムを導入して、実際に自ら運転をしているというケースがございましたので、規模あるいは内容は若干違うところがあるんですが、コストの実績がございます。それを基に直営でやった場合、今回の金町浄水場のコージェネのシステムの総経費、所要額、それを仮に民間レベルに落とした場合にはどのくらいになるのかという試算的なものは内部で行いました。

内部で行った結果を基に、今回こういう手法をとることによって、コスト縮減が期待できるという形でこの事業を始めたいということで発表させていただいたという形をとりました。

実際にそのときに試算した内容でございますが、直営に比べて事前評価をすると6%くらいのメリットが出るのではないかという試算を私どもは持っておりました。ただ、その数字については、外部にお示しすることはしておりません。試算に当たって、私ども職員の人件費ベースで算定をして、どちらかという民間ベースでいった場合には一定の減価率みたいなものを掛けるとかを行ってやりました。

一方、PFIでやった場合については、金利負担、税負担、あるいは保険料みたいなものも入れる形で試算を行いました。そういった形で行って6%くらいのコスト・メリットが見込まれるという形で行いました。

実際には、現在は契約が終わりましたので、その契約額と、今我々が直営でやった場合の試算額と比べた結果は、5%くらいPFIの方が安い形になっている。これは20年間の総経費という形になっております。

ですから、基本方針でうたっているような事前評価という手続は今回きちんとした形で外部に公表しているということではございません。そういう手続を踏んではいないが、内部的には検討したということでございます。

次にリスクの分担についてでございますが、基本的には、当然のことですが、原因者が当然そのリスクを負担をするということでございますが、一番問題になったのは、双方の責めに帰すことができないような事由の場合のリスクをどうするのかということでした。

これについてもいろんなケースが考えられますので、一概にそれはこうですよという形には言い難い部分があるということで、適切にリスクを管理できる方が負担をするんだらうということで、そういう観点から、この場合はこうです、この場合はこうしましょうという形で行いました。

有りとあらゆる可能性を考えなくちゃいけないということで、こんなことまで考えなくてもいいんじゃないかというくらいの発生の可能性の非常に低いようなリスクも盛り込む必要があるだろう。それによって事業運営に大きな支障が出るようなことが考えられるとすれば、そういったことも明記しなくてはいけないのではないかとすることがありまして、非常に細かいところまで決めなければならなかったということがございます。

それから、実際に負担者が決まってその負担の方法ということでございますが、それについても、そこから発生した追加費用ですとか、補償額とかいったものをどういう形で負担するのかということで、これは物にもよるということで、一時支払いで行うもの、あるいは今回は電気と蒸気のサービスの対価として私どもが料金を事業者に払うということですので、その料金の改定でそのリスクを、仮に我々が負うリスクがあった場合には、料金の中で賄うという二つの方法で負担方法というものを考えたということでございます。

次に事業者の選定ということでございますが、一次審査、二次審査という2段階審査を行ったということで、一次審査については資格並びに技術提案、あるいは事業計画提案の内容が、十分我々が求めるサービスに対応できているかどうかという形で審査を行いました。

二次審査は、経費が最も安くなる提案の方という形にさせていただいています。

その辺を募集要項でお示しをしたわけでございますが、募集要項では十分この辺がよくわからぬということがたくさんありましたので、その辺をさらに追加的に回答書の方で書いてあるところでございます。

資格審査については、法人であって、国内にそれなりの事業所を確保しているということぐらいであります。後は実績がそれなりにあるということ。

技術提案の審査については、電気と蒸気の供給をしていただくということですので、そ

の明示した供給量に見合う能力を持った施設になっているかどうか、あるいは法令に決めたいろんな公害対策のための設備を備えているかどうか。そういうことで、どちらかというと、技術的にいいとか悪いとかいうよりは、足切りと言ってはおかしいんですが、基本的に我々が求めるレベルを満たしているかどうかという程度の技術審査でございます。いいアイデアとか有益な提案は是非してくださいという形で募集要項ではお示ししてありますが、いいか悪いか、非常にこれは技術的にいいということは結構なことなんですが、いいからこちらが良くて、これは平凡だからだめというような技術審査は行いませんでした。

それから事業計画書の審査ということで、これは20年間事業をやっていただくということで今回お願いをしておりますので、20年間の収支計画というものが実際に、例えばキャッシュフローがショートしないとか基本的な話、資金手当ての金利がべらぼうに安いとか、市場金利を離れた金利の設定をしているとか、そういうことがないかどうかくらいの基本的な審査でございます。

リスク分担についても、どういうふうに考えているのかというのを併せて提案してくださいということを一審審査のときには申し上げたわけですが、これについては、どういう考え方をしているかが、それは審査の対象外ということで、私どもの参考にさせていただきますという形で扱いました。

その後いろんな質問があったわけですが、もう少し具体的にどういう点数評価をしてやるのか、あるいは総合評価方式のような形でやった場合にどういうところに視点を置くのかとか、さらに詳しい質問とかお問い合わせがありましたので、2回目の回答書で資格審査については採点審査ではない、か×かです。技術提案の審査については、一応点数で評価をしたいと。さっきの事業計画、事業収支等については、点数で評価はしませんけれども、あまり論外というか、資金ショートしているような事業収支表ですとかはだめですということ、一応、そんなことをお答えをいたしました。

二次審査に当たっても、価格競争だと言いましたけれども、単に提案内容が異なった場合、全く違った土俵で価格競争をするのがいいかということがありましたので、最低限こういった条件だけは満たしてくださいというのを追加的に二次募集要項のときに明示をいたしました。ですから、新たに追加した条件の範囲内で一次提案のときと齟齬を来たさなければまずはいいですよと。つまり、一次審査でやったのと全然違う提案を二次審査で持ってきてだめです。ただ、若干の修正というか、新たな条件が付加されたことによって変わってくる部分については結構ですという形で行いました。

結果的には、最も安い方を選びますということで、金額的にかなり幅のある形になりましたけれども、最も安い提案をされた方に決めさせていただいたということでございます。

契約の内容になりますが、特に問題になったのは、事業者からのお話で、事業を20年間続けていくのに、きちんとその事業が続けられるような、要するに事業性が確保できるような契約でなければ困りますよと、事業者の方からそういう話があり、当然のことだと思いますけれども、そういう中で特に問題になったのは、例えば最低保証ですとか、私ども

が電力を買い取る際に最低購入量を決めてくれとか、そういうようなことを契約書に盛り込んでもらえないかというお話がありました。

あるいは、リスク分担に当たっても非常に細かい規定をお願いできないかということがありました。

最初の事業性をきちんと確保できるような仕組み作りという意味で、私どもがお払いする料金について、2部料金という形で、基本料金と従量料金という形でお払いしましょう。基本料金については、事業者が提案した固定費については、ちゃんと回収できる額を設定しましょうという形です。ですから、固定費は、きちんと基本料金はお払いしますので、事業性は十分確保できます。後は変動費等です。つまり原材料費、電気を起こすためにガスを燃料にしておりますけれども、ガスの購入代金とかの原材料費、変動費については従量料金で、私どもが受け取る電気の量に応じて支払いますと。

私どもが使う量について、水道というのは供給する量というのは変化がありますので、かなり変動する部分もありますけれども、ゼロになるということは基本的に有り得ないわけですので、私どもが電気を消費する一定量はこのくらい年間ありますよと。そういう意味では最低保証がなくても十分従量料金としてお払いする部分は通年すれば十分あります。そういう意味で最低保証、最低購入量みたいな規定はしなくても大丈夫だということで御理解をいただいております。

ですから、契約書上はそういった規定は設けなくて、その代わり基本料金と従量料金のルール、対象コストをそういう形で盛り込むことによって、きちんとやっていけば十分事業性が確保できますという形をとりました。

事業者の取る利益については、従量料金の方で算入される。基本料金については、固定費のみという形の料金の設定になっております。

また、その料金についても、基本的にずっと固定をするということではなくて、当然、経済環境等の変化に応じて改定をしていくということで、料金の改定ルールについても規定をしております。

固定費については、例えば建設費についてのインシヤル・コストについては基本的には変わらないと思いますが、人件費等についても、そこで見えておりますので、労働賃金の動きに合わせて基本料金も改定できるようにしております。

それから、変動費については、当然物価の動きに応じて変動するというございませので、これについても改定をするという形で見直しをすると。こういった条件になれば自動的に見直しをするんですよという形になっております。

割と細かいところなんですけど、実際に私どもの浄水場の中の電気工事ということでございますので、浄水場との競合、すり合わせといった場面が、これから建設をするとか運転する際に結構そういうことがあるんで、その辺の調整をどうしていくのかということで、契約書にも協議会を設けて、適宜そういう連絡調整を行うという規定を契約の方に設けております。

評価の基準の客観性の向上に関する事項につきましては、私ども実際にやった場合の経験なんです、例えば評価を採点で行う場合にしても、ウェイト付けというんでしょうか、評価項目の重要度をどう見るのかというのがあるのかなと思います。私どもも実際に内部で評価する際に、非常に技術的にいいんだけど、コストは高い。その逆の場合も当然有り得るわけですけども、どちらを優先すべきだろうかとか、同じに見ると言っても、コストは当然定量化されているわけですけども、技術のいいというのは、定量化をどうしていくのかという定性的な部分のウェイト付けがなかなか難しいのかなということ。

特に価格が非常に近いんだけど、技術的に随分違いがあった場合に、例えば1円でも安いんだからこっちを選ぶのか、1円くらいだったらこっちの方がいいんじゃないのという判断も場合によっては出てくると思うんです。

今回は提案内容が金額的にかなりばらつきがありましたので、私どもはそんなに悩まなかったんですが、もし非常に接近したところから出てきた場合に、コストだけでいいのかというのが我々の中にあり、そういう議論をして、その時はなかなか結論は出ませんで、その時考えましようみたいなところはあったんですが、そういうのが十分考えられるのかという気がいたします。

それから、今回は私ども内部で審査委員会というものを作ったんですが、外部の審査をした場合、どういう方に、どういうことをお願いするのかということがございます。やはり総合評価というのは、確かに観念的には非常にわかるんですが、実際にそれを手続として固める場合には、価格以外のものをきちんと評価できる項目と、評価のウェイト付けをきちんとするというのは、かなり大変なんだろうかなというのが実感としてあります。ですから、今回私どもは技術評価については、どちらかという足切り方式で、一定レベルを超えていけばそれはいいと。それは多分レベルの良さ、悪さはあるけれども、それは次には持ち越さないという形にして、最後に価格競争という形をとりましたけれども、その辺がちょっと難しいのかなという感じがいたしております。

それから、どうしてもリスクの取り扱いということで、特に問題になるのは、両者の責によらない、例えば不可抗力リスクの取り扱いではないかなと思っております。

今回、私ども不可抗力リスクについては、私どもの事業規模がかなり大きいということもあって、不可抗力リスクについては、ある程度公共側が負うという形になっております。

ただ、丸々負うのか、先ほど言った基本料金部分で負うとか、いろいろ負い方は幾つかのパターンがあるんですが、基本的には不可抗力については、今回私どもがやった場合については、私どもが負うという形になったのかという感じがします。この辺を今後どうするのか。いろんなケースがあるかと思しますので、この辺も違って来る場合もあるかもしれませぬし、その辺がちょっと難しい部分があるかと思っております。

それから、基本方針で事前評価ということが大きく打ち出されて、それを公表していくということになっていますが、私どもが実際にやってみて、事前評価をどの程度、どこまでやるのかと。これをあまりにもきちんとやり切るとするのは非常に難しい部分もあるの

かなと。この辺についてどの程度、どういう視点で事前評価をやるのか。実際に私どもが今回やるにしても、通常の事務よりはかなり手間ひまかかるという言い方をしているかわかりませんが、事務量が相当増えました。そういった事務の負担。それから時間も結構かかったということです。それは私どもの負担になりましたけれども、事業に参加する方についても、言ってみれば決定まで時間がかかるというのは、それなりに負担が大きいわけですので、特に事前評価については、何らかの形で、今後どうなるかわかりませんが、これに相当時間をかけてしまうと、全体に立ち上がりが遅くなるのかなという気がいたしております。

最後になりますが、税金の問題、補助金問題、財政措置の問題とか、財産の取り扱い等についてなんですが、今回税金の負担等は、当然事業者が負担するということで考えているわけです。実際には優遇措置ですとか、軽減措置も検討されるでしょうが、それでもやはり公とは差が残ってしまうわけですので、言ってみれば全く同じような扱いにならないものなのかというのが、それの方がわかりやすいのかというのが私の感想でございますけれども、その辺がちょっと、今回、私どもの場合には直接の問題はなかったんですが、その辺があるのかという感じがいたします。

私どもの御報告というか、御説明は以上でございます。

西野部会長 大変ありがとうございました。

ただいま御説明いただきました資料のうち、金町浄水場常用発電設備PFIモデル事業の審査の考え方というのと、リスク分担表につきましては、このままの形でまだ一般に公表されていないということでございます。そういうこともありまして、ガイドラインの検討状況に照らし、適切な時点で公表することといたしますが、当面非公開の取り扱いとさせていただきますと思います。よろしくをお願いします。

それでは、質疑応答に入ります。どうぞ御自由に質疑をしていただきたいと思います。

A委員 バリュウ・フォー・マネーと言いますか、コスト面で5%程度結果的には出ているよだというお話がございましたけれども、それは主に人件費という話が途中ちょっと出てまいりましたけれども、どういうところから出たかと考えてよろしゅうございませうか。

東京都 実際には20年間の総事業費を積算して比較しましたので、どこから出たかと言いますと、一つはイニシャル・コストから出た部分があります。それから、ランニング・コストから出た部分の二つあるわけですが、イニシャル・コストから出た部分は20年間で見るとそう大きくない。やはりランニング・コストの方だと。

ランニング・コストの中身を見てもみますと、原材料費の取り扱いがかなり差が出たのかと思っております。

これはどういうことかと言いますと、今回の発電というのは、都市ガスを燃料にタービン回して電気を起こす事業なんです。これは態勢の問題もあるんですが、私どもの態勢でいきますと、まず24時間運転みたいなことは既にやっていないし、想定はしていなかつ

たということが一つありました。

それから、起こした電気をいつ使うかという問題があるんです。実は2系統化するということで、半分は依然として東京電力から買っているわけです。半分はこっちで賄う。賄い方は自由な発想で、トータルで100の電気を、どっちにウェイトをかけて24時間のうち私どもの浄水場に提供するかについては自由なアイデアをお願いしますという形にしました。

そうすると、東京電力は一日の夜間電力がかなり安くて、日中は高いわけです。水道もお使いになる方は昼間使いますので、昼間の需要が高いんですが、実は昼間のときになるべく常用発電の電気を動かして、夜は東電を使う。そのためには、夜中もうまく運転管理をきちんと見て、電気を切り替えたり、発電量を調整したりする態勢が必要になってくるわけです。

そういった態勢を、どちらかというとならばPFI事業者は、直営よりもたくさんの人数を当てて、その代わり交替勤務というか、夜間を通して24時間運転をすることによって、結果的にコスト削減を図るというアイデアを今回はお持ちになりました。

私どもは、現状もそうですが、これは24時間運転という形では、職員の労働条件とかいった観点もありまして、できない部分もあって、昼間も夜も同じような感じで、半分半分電気を動かしておこうという感じの、現実もそういう面があります。ですから、運転形態の違いを想定して、それが結果的にコストにこんなに違いが出てきたよという部分が大きかったと思います。

もちろん、一人一人の人員費の単価については、直営職員よりは安い人員費であったと。ただ、人数はたくさん手当てするというような提案内容でございました。

東京都 運転のパターンも、直営でやりますと単純にオン・オフと言いますか、実際に東村山などはそうなんですけれども、1台がベース運転で、大体水道局は昼間が大きな水の需要ですから、ピークが大きいんですけれども、2台目は昼間だけと。そういう単純な運転、オン・オフ制御みたいなパターンになるんですが、事業者の提案はきめ細かい運転案をしていまして、さらに夜間の東京電力の安いところは運転しないと、きめ細かい提案になっております。

B 専門委員 先ほど5%の結果が出たというお話があったと思うんですけれども、提案を受けてそういう計算があったというお話だと思うんですが、事前に試算されたときに6%は組み込めるといってお話もあったかと思うんですが、恐らくそれはこういう提案が出てくるという予測なしに多分試算されていると思うんですが、そこら辺はどういった仕組みでされたんでしょうか。

東京都 そのときは、今申し上げたような、そこまで細かい運転態勢を民間の方が提案してくるかというところまでは考えておりませんでした。むしろ建設費ですと、こういう言い方をしているかどうかわかりませんが、我々がこの事業、設備物ですので、設備を設置する際には、いろんな専門業者の方がいらっしゃいますので、ある程度ヒアリングをしたりとか、見積りを取ったりとか行うわけです。そういったことを設計、建設、運

転管理まで引くくめてやった場合、どんなことが想定されるかとか、そんなようなヒアリングというか、情報収集は行いました。

そうすると、全部まとめてやるんだったらば建設費はこのくらいになるというか、ある程度コストダウンを図れますよとか、一括管理すると、新たな設計書を作って、また別のところに管理仕様書を作って発注するよりは全然コスト分が安くなる部分がありますよとか、ある程度そういった情報収集といったこと。もちろん、人件費も違ってくる。一方、かかるお金、税金とかはかかると。そういったことを加味して試算をしてみた。実際に直営ベースでやった実績値がございますので、それをスケールアップをする形でやるとこうなると。それを比較してみるとという形でございました。

ですから、こういうやり方を民間でやった場合、当然こうなるだろうなという想定での試算ではございません。

C 専門委員 質問の1番目なんですが、リスクの移転ということがバリュー・フォー・マネーにとって非常に重要なわけですが、建設段階と運営段階、それぞれ印象でも結構でございますので、その建設段階、運営段階のリスクで、このリスクが民間に移転したということが非常に重要であったと思われる点、もし三つくらいずつ、あるいは二つでも結構ですけれども、教えていただければと思います。

2番目は、実例ということで教えていただきたいんですが、一次審査というのが行われたわけですが、当然その一次審査については、審査事項ということが述べられておりまして、その審査事項に基づいて審査の結果が出るということになるわけですが、一次審査の結果を出すに当たっての作業が当然行政の側で行われるわけですがけれども、その結果を出すに当たっては、当然内容的に比較検討が行われたりするわけですがけれども、我々民間側というか、選定を見守っている側からしますと、結果が出てきたときに、一次審査で一体何を基準に選ばれたのかということが見えにくいケースがあるんじゃないかなと思っているんです。と申しますのは、一次審査の審査事項が極めて、参加する企業からすると、どれもが皆さん条件が整っているように見えます。にもかかわらず、例えば選ばれてくるのが10社から5社とか、あるいは30社から5社とかということになりますと、どうもそこら辺の透明性というか、わかりにくいかなというのが私の興味のあるところなんです。

実は駐車場のプロジェクトをPFIでやろうという話があるんですけれども、例えば30社くらい来たときに、もし5社を選ぶとした場合に、その30社を5社にどう切るんだというところというのは結構難しいんじゃないかなと思っているわけです。

3番目の質問なんですが、実は基本方針の中にございますが、民間事業者の選定を行ったときは、その結果を評価の結果、評価基準及び選定方法に応じた選定過程の透明性を確保するために必要な資料と併せて速やかに公表することということで、これに関しては、民間事業者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除くとなっているんですが、恐らくこのPFIが進んでいくときに、この二次評価において、どういう審査基準でその審査が行われたという結果について、その評価の内容、評価の様子

の相当な部分が表に出て、その辺、残った企業、残らなかった企業がどういう理由で残らなかったのかというのが、ある意味では定量的に見えてくることになるわけです。

私の質問は、これに関して、それを公表するタイミングについて、例えばすぐ公表する場合もありますし、契約調印後公表する場合もありますし、完工後とかあると思うんですけども、発表のタイミングについて、どういうふうなお考えをお持ちかということをお聞きしたいです。

先ほどお話がございましたように、契約も調印されて、今、工事が行われて、この秋には事業がスタートするわけですが、次の質問なんですが、監視ということについて、行政側からこの事業が適切に事業として行われているということを監視することについて、どういう方策というか、監視についてのお考えを持っていらっしゃるかが質問です。

プロジェクト・ファイナンスのお話で、水道局と金融機関との間に何らかの契約なり、書面での取り交わしがあるというお話があったんですが、これは公表し得るものなのかということをお聞きします。

最後の質問ですが、先ほど最低購入量は決めていないということで、お話としては実質的には同様の措置がとられているというお話があったんですが、質問として失礼な言い方にならないようにしたいんですが、もし、実質的に同様であれば、そういう最低保証みたいなものがございまして、特に他のPFI事業の場合には金融的には非常にやりやすくなりますので、何か法的にそれができない理由がありましたら、教えていただきたいです。

東京都 最初のリスクの問題ですが、建設・運営段階におけるリスクということですが、例えば公共から事業者の方に移っていったのは何かというのが今の御質問だったと思うんですが、設計の不備ですとか、これは当然のことなんですが、事項を定めてリスク分担を行ったということだと思います。

C 専門委員 特にこれは民間に移転することが意味があるというか、一番リスク移転の中でも重要だと思われる点というのは、建設段階、運営段階でそれぞれ一つでも結構ですので挙げていただけると。

東京都 逆に言えば、今まで不合理であったものがあったのかということですね。そういう意味でいくと、むしろ合理的な形で整理をしたということで、あいまいな部分をきれいにしたということで、片方から片方にリスクを移転したという意味での意識はそうはないんだと思います。

一次審査の結果について、例えば資格審査で落ちるなどということが有り得るのかとか、技術審査といってもそれなりの企業が応募してきているんだから、変な提案はしていないだろうという意味だと思います。実際、我々もそういう意味では一次審査ではよほどのことがない限りは、みんないくのかなと思っておりました。ところが、20年間の提案というのは、事業者もあまりそういう経験がなかったのかもしれませんが、かなりわからないと

どうか、辻つまが合わないというんですか、あるいは欠落しているというんですか、そういう提案が結構あったという感じでした。これはおっしゃるように、もう少しこういったものが一般的になってくれば果たして意味があるのかという議論はあるのかもしれませんが、今回は20年間の建設から運転・管理まで含めた提案となると、結構我々がいろいろなことで言っていることに対して全く配慮していないとか、環境対策が欠落しているような施設提案であったり、設備はそれなりにいいものを造るのですが、事業収支計画表としては整合が取れていないものの提案があったとか、結構そういう不備がありましたので、そういうものは不備として審査させていただいた。

その内容につきましては、一人一人に説明はしませんが、説明が必要な方は申し出てくださいます。それについて私どもで御説明いたしますという形で発表させていただきました。

それから、最終的な二次審査の結果をいつ公表するのがいいのかということですが、私どもは二次審査イコール契約者というか、事業実施者の決定ではないだろうと思っていました。つまり、契約内容に盛り込むリスクの整理ですとかがあるでしょうということで、予定者は予定者として発表して、仮にその予定者と話がまとまらなければ、次の予定者にするという形で進めていった方がよかろうということで、今回は私どもは審査の結果は即発表という形をとりました。

実際にはその方が選定した、今回は価格競争ということですので、金額はこうでしたという発表をしましたけれども、残った方と比べて、その人が本当に勝っていたのかどうかということはどう取り扱うかということで、例えば他の方の金額はこうでした、こうでしたと出した方がいいのかどうかということを考えてんですが、最終的には価格競争ですので、それは各企業にとって果たしてそれが望ましいことかどうか。つまり、1番の人はいいんですが、2番、3番、4番の人は高い提案をしているわけですので、そういうことを考えて、今回は2番、3番、4番、5番の方の内容については公表しないということで、最初の方の提案だけを公表させていただくという形をとりました。

実際の事業が進んでいく中で、私どもがその事業が円滑に進んでいるかどうかという監視、チェックということでございますが、これは事業の進捗内容の報告をしていただくことと、1年に1回発電能力、施設の能力が当初仕様を提案した内容どおりであるかという能力検査というか、チェックも我々が行うということでございます。

それから、金融機関との関係ですが、まだ、金融機関と最終的に文書の取り交わしというものは行っておりませんので、取り扱いについてどうするかまだはっきりとしたことは言えないんですが、実際に金融機関が融資した今回のPFI事業者の運転状況が、例えば問題があるような状況が起きてきた、例えば今回は電気を供給していただくんですが、例えば電気の供給が止まって運転ができていないとか、そういったのがある程度続いたような状況になった場合には、私どもの方から金融機関の方にも情報提供を行いますという内容がメインになるかと思えます。

つまり、そういうことによって、金融機関の方が事業者に対して、それが例えば財政上

の理由でうまく運転ができないということであれば、金融機関からいろいろ事業会社に対しててこ入れというんですか、余地を与えるというんですか、突然事業が破綻して契約解除ですよという状況が生まれないように、あらかじめ一定の状況が続けば金融機関にもそういう情報は提供しますというような内容の取り決めをしたいなと思っています。ですから、そういったことは別に公表してもいいのかなと思っています。まだ、最終的に入っていませんので。

それから、最低購入量を決められないのかということで、別に法令上の規定はないと思いますので、これは双方で協議すればよろしいことなのかなと思っています。

今回の場合は発電ということなので、私ども電気をかなり浄水場では使っています。多分この金町浄水場ですと、年間十億円くらいの電気代を今、東京電力に払っているんです。多分、その半分くらいをこの事業者の方に供給してもらうことですので、言ってみれば浄水場が止まって、電気が要らなくなるという状態はまず考えられませんので、しかも、それを半分と言ったのを3分の1にしてしまうよとか、4分の1にするということはしませんというか、契約上そういう契約になっておりますので、多少の変動要素というのは当然あるわけですが、最低保証というものを決めなくても十分事業というものは採算性が取れるというか、安定的に運営できます。

ですから、これがもっと違うパターンで、非常に変化が激しいような事業の場合は、それは考えなくてはいけないんだと思いますけれども、割と変化が大きくはないと我々は思っていますし、事業者もそういうことで理解をいただいたかと思えます。ですから、法的な制約はないということだと思います。

D委員 サービス購入型で購入するときの電気料金というのはどういうふうになっているんでしょうか。例えば、PFI事業者の方から見れば供給するなら24時間ずっと運転したいとか、PFIの電気の使用量と東電からの供給量をどう割り振るかというのは誰がどう決める契約になっているんですか。

東京都 運転態勢も含めて、震災対策という観点があって2系統化するということです。片方に全部寄せてしまうという形にはならないでしょう。折半するくらいの能力を持った施設。ただ、それは能力を持っていけばいいと。つまり、いざ東京電力の電気が止まっても、半分くらい起こせる能力のある設備を設置してくださいと。そうすれば半分だけはカバーできる。ふだんは何も半分でなくてもいいですよ。それは4分の3くらいこっちにやって、残りは4分の1でもいいですよ。ただ、能力に対して適正運転というのがありますので、100の能力を持っているのに10しか運転しないと効率性が悪いわけです。それは事業者の方で提案をしてくださいと。100を目一杯押していく提案でも結構ですよ。その代わり能力目一杯運転すれば、多分東京電力から買う電気量は半分より下がってしまうかもしれません。それでもトータルのコストが私どもにとって安い提案であれば結構です。

例えば半分しか運転しませんよ、ですから、能力は半々持っていますが、東京電力から7割買って、事業者は3割しか供給しないという提案でも結構です。その運転形態は自由

に提案してくださいと。最終的に最も我々にとってメリットがある形のものにとりましよう。そういう形になっております。

D委員 私の聞き方が悪かったのかもしれないんですが、そのときに時間帯によってPFI事業者から買う電気量の値段は違うわけですか。どういうふうに決まるかというメカニズムがはっきりしないんです。電気代、ガスが一定なら24時間フルに動かした方がいいとか、多分そういうふうになってくると思うんです。ですから、どこでその配分がどういうメカニズムで決まって、契約上どうなっているのかということをお聞きしたかったんです。

東京都 PFI事業者が提案する電気の購入単価、私どもが購入する単価は、基本料金が毎月いくらで、1KWいくらという単価で決まっています。ですから、それは夜動かそうが昼動かそうが同じ単価です。

D委員 その単価で合うと思えばPFIは勝手に送ってみたり、止めてみたりする自由度を持っているわけですか。つまり、水道局と無関係で自分たちが一番利益が出るようにコントロールできるという契約になっているんですか。

東京都 もちろん、事業者も最も利益が出るような形になるんですが、それが水道局が払う料金が最も負担が小さい形であれば、それは結構ですよということです。

D委員 それは多分相反すると思うんです。多分、PFIが一番儲かる運転というのは、水道局にとって一番料金が増えるはずで、必ずコンフリクトが真正面でぶつかるはずなんで、契約できっちり決まっているんだろうと想像していたわけです。そこを実は明確にお聞きしたかったということなんです。

東京都 それは提案した段階で、こういう運転形態をしますと。それは結果としてうちの負担が最も小さいですという提案になっていけば、その基本パターンで運転してもらうということです。ですから、契約上はこうなっているけれども実際の運転は全然違う運転をしますよということではできないということでございます。

東京都 契約交渉のときにできました基本パターンを変えるときは、契約書にも言われているんですけども、甲乙の協議会を作るんですよ。その協議会で変更の協議を諮るということで、変更も可能にはなっております。

D委員 そうすると大分クリアーになってきたんですが、要するに、契約の中に発電の時間的パターンが、東電の料金に応じてとか、一義的に決まっていると考えていいわけですね。それを変えることはもちろん協議でできますけれども、何もしなければそのとおりにやると。あるいは勝手にやれば、それはPFI事業者の方の負担でやってということでは決まっているわけですね。わかりました。

東京都 電力の基本パターンを資料で契約書の中に付けております。

E委員 今の関連なんですが、そうすると、その基本パターンのところで、先ほどの最低購入量というところが私も気になっていたんですが、そこも協議会ベースでは明確になっていると考えてよろしいですか。

東京都 最低購入量ですか。

E委員 はじめの提案のところでは供給能力として電力であれば7,000KW以上で、もし東電からの電力停止時は1万KW以上ということでやってくださいということで募集なされたわけですね。民間業者がこれに沿ってアイデアを出して、これだけの供給能力を持ったものを提示した。価格も出されて、5%くらいのコスト削減になったということですが、今度は契約書にまいりますと、基本料金が1日いくらで従量料金の設定になりますね。

要するに、水道事業ですから、私は以前から水が独立採算の公営企業形式というのをおかしいと思っているのですが、水というのは昨今の環境事情ですと、使用量をどんどん減らしていくべきであるという情勢ですね。水の使用量というのは都としても増やすという方向ではないでしょうし、むしろ省エネ的に水を削減していくとすると、それに連動しますから、当然必要な電力というのも少しずつ減っていく可能性もあると思うのです。20年これでと一次提案で言われたものがずっとそのままであるかどうかというのが恐らく民間業者は非常に不安に思われるところだろうと思われまます。

実は東電と2系統になっているというところがなかなかポイントとなるところで、そこを工夫することによって、結局、PFI業者にしわ寄せがいかないようになさるつもりなのかとは思っていたんですが、そこが契約書には出ていないというところが、どう理解していいのか。答えにくいかもしれませんが、そこら辺を協議会ベースで明確にしていくという理解でよろしいでしょうか。

東京都 例えば東京都、今言ったように長期的なスパンで見ますと、東京都の政策変更ですとかも十分考えられるわけです。今言ったように、電気は違うやり方で手当てするよとか、極端な話、そういう話になるかもしれませんね。そういった場合については損害金を払うとか、賠償金を払うとか、規定を契約書上設けています。ただ、そこまでドラスティックに政策転換をしないまでも、引取量そのものがだんだん細くなっていくということがあった場合にどうなんだということは、当然今の御指摘だと思います。そうすると、当初見込んだ利益が見込めない。

ただ、固定費については、基本料金を基本的に払っていきますので、資金ショートするようなことはまず有り得ないと思うんです。固定的に毎月量が減ろうが増えようが、基本料金はお払いをしていくということになります。量に対応する分については、仕入れた材料費連動のコストですので、作ったら作った分、若干利益の絶対値が多少動くかもしれませんが、事業そのものが困ってしまうということはないと思います。

それから、今お話のあったように、仮にそれが大きく変わった場合について、言ってみれば運転パターンは変えないけれども、引取量はかなり大きく変動するということがあれば、それは協議会の中で協議をするということには有り得ると思います。

東京都 その辺は契約書の後半にある別紙というところで、ちょっと読みにくいんですが、別紙7の3項のところに「甲の設備の更新のため」と。要するに、水道局の様々な改良工事等がありまして、例えば金町浄水場が縮小になるとか、拡大の場合はいいいんでは

うが、縮小になる場合を配慮しまして、この別紙7の3項で、甲の設備の更新のために、契約電力等を見直す必要があった場合は、甲乙協議をして契約の変更を行いましょう。ここでやろうということになっております。

E委員 いろいろ事情はわかるんですが、一次提案で出したものと、契約書の書き振りのところで違ってきますと、民間事業者としては、やはり困ると思うのです。だんだん日本も契約書のみでやっていくということになっていくと、そこら辺がぴったり合うのが本当は望ましいのかと思いますが。もちろん、事業ごとに違いますので、一律には言えない部分もありますが。

もう一点、一応電力を起こすということで、例えば環境アセスのようなものについては、どちらがおやりになるということですか。

東京都 今回の発電の規模から言いますと、法令で言う環境アセスメントの対象にはなっていないんです。ですけれども、当然環境対策というのは満たしていきなかつたということで、募集要項上は当然法令にマッチし、騒音等についても十分配慮するという事です。

浄水場は非常に広くて、周辺に直ちに住宅があるとかということもないし、そういった意味では、おっしゃったような環境アセスメントというのは、正式な意味で対象になっていなかったのだからやってはおりません。ただ、環境対策上の対策は十分講じるという提案にしてくださいという形にしております。

東京都 今回は東京都の大気汚染防止条例の規定値よりも半分くらいの、例えばNOxの排出量についても半分くらいに保てるような機能にしてくださいということで要件を厳しくして設備ができるようになっています。

F専門委員 契約の関係ですが、まだ全文読み切れていないんで誤解があるのかもしれませんが、この電力供給契約の第6条を見ますと、これはどうもこの設備は不動産ではなくて動産という位置付けでしょうか。

要するに、ある面積を借りて、そこに不動産を設置するというのではなくて、何かそこに物を置いて仕事をしていいよという契約に読み取れると思うんですが、第5条の履行場所で、民間会社の方は、これこれの場所でこういうことをやらなければいけないというふうに書いてあるわけです。逆に行くと、東京都、甲はこういう場所を民間に使っていいよという条項がどうも読み取れないんですが、これは電力供給契約ですから、例えばこの場所を使っていいよという契約は別に結んでおられるわけですか。

東京都 特にそういうのは結んでおりません。

F専門委員 これは行政財産ですね。

東京都 そうでございます。

F専門委員 行政財産のこの場所を使っていいよと。これは例えば、毎年、確かに今年も使っていいよという形も特にやる必要はないと。

東京都 今回の場合は、行政財産の取り扱い上、目的外使用であるとか、例えば貸付け

であるとか、そういうような位置付けではなくて、今、お話があったように電力の供給、蒸気の提供という、役務の提供場所として私どもが指定したところでサービスを私どもが受けるということで取り扱っております。

F 専門委員 東京都の行政財産の中で、この場所を特定して、ここでこういうことをやって私たちに売ってくださいよという話と考えるといいわけですね。

東京都 そういうことです。

F 専門委員 逆に行くと、いくら動産とは言え、かなりのお金を使ったものですから、東京都が来年はやめてくれという可能性は、この契約書からいくと、民間の方はそういう心配はないという解釈でしょうか。

東京都 それは契約書上、東京都が例えば契約の解除をする場合については、こういう取り扱いにします、例えば解除理由によってこういう取り扱いになりますという形になっております。

F 専門委員 その契約なんですけれども、これは電力の供給という契約はいいんですけども、この場所を使っていいよという契約というのはどこで読むんでしょうか。今おっしゃっている契約というのは、電力を供給しなさい、買いますよという契約はいいんですけども、場所を使っていいよという。行政財産の使用ではなくて、そこにあなたはいいよと。

東京都 逆に言えば、ここで役務を提供しなさいと規定をすることによって、事業者はこれ以外のところでは提供はできないということです。他の場所では電力なり蒸気の提供はできませんよ、他ではだめですよ、ここで提供してくださいという契約です。ですから、場所を指定したということですかね。

白須室長 ちょっとよろしいですか。むしろ契約の5条の1項で「乙は別紙1に示す事業場所において、この契約に基づく本件設備の建設、維持、管理及び運営並びに電力及び蒸気の供給を履行しなければならない」と。4項で「事業場所に係る賃借権、地上権その他一切の私権は、これを設定しない」と。5項で「乙は、事業場所における作業等につき」云々で、「甲の庁舎管理者の監督権限に服するものとする」というような規定になっていて、それを受けた上で6条で「設備を所有する」と。ただ、譲渡担保その他は承諾を受けなければならないというような規定が2項、3項となっている。

御指摘の意味で言えば、私権的には不安定と言えは不安定な契約だろうとは思いますが。

F 専門委員 民間事業者からすると、乙はこういうことをしなければいけない、それから乙はこういうことを設定しないよと。乙はこういうことをするというんですけれども、甲はこういうことを提供しますよという条文がなく、民間事業者はこれで安心して20年間事業できるというふうに解釈しておられるのかというのが、ちょっとお伺いしたかったことなんです。

東京都 この事業を履行する場所として乙に提供しまして、してはならないという項目が多いんですが、事業の場所については、いろいろな問題があれば、水道局がすべて整備

するということで、例えば、今、実際に建物の管理室という人が住むところがあるんですが、そういう照明についてはすべて水道局が整備し、事業の履行場所ですから、そこに物を入れていいよということで規定はしていますけれども、甲の方で対応しています。

F 専門委員 そこはわかりますが、必要があれば東京都は整備しますよとか、こういうことをやりますよと。一番ベースとなるこの場所で、民間事業者さん、20年間ちゃんと安心してこの後は仕事していいですよというところが、これ以外に契約がないとすれば、これで民間事業者の方は安心してできるものかどうか。決して信用しないわけではないですが、今までのところでいくと、途中でちょっと悪いけれどもというケースが結構あるものですから、これで本当に納得してこういう形でいいのかなというのを確認したかったんですが。

東京都 一応契約はそういう形で事業者と契約をさせていただいたということでございます。

D 委員 いろいろ契約社会でないところが契約にする段階で、こういうものは外国の契約なり、企業が外国の企業だと、どこも通らないというようなものが、過去の関連を引きずっていますから、多分、日本の社会では、今言ったことは通るんだろうと判断されたんだと思うんです。そういうことで、この主たる議論はバリュー・フォー・マネーとか、リスクなものですから、こうあるべきだという契約の将来の方向はまた別に後で我々で議論することにいたしまして、この問題はここで終わりにしたいと思います。

G 専門委員 D 委員からあったバリュー・フォー・マネーに関連して、資料の中にリスク分担表があるんですが、これは結果ですか、それともあらかじめ最終的に5社選ばれてショートリストで残った方には、リスク分担はこうですよと、これを前提に費用なり分担の仕組みを提案してくださいということでしょうか、どちらでしょう。

東京都 これは結果でございます。最終予定者と契約交渉する中で、こういう形で整理をしたということです。

G 専門委員 そうしますと、公募に付される前に、いろいろな条件を考えられて、これをPFIでやることによってバリュー・フォー・マネーが出せるだろうということを前提に試算されたと思うんですが、そのときに当然リスクの予測をされていると思うんです。それらのリスクがどれぐらいのお金に換算されて、それを民間に委譲した場合に、民間がそれを引き受けてくれることによって、先ほど5%、6%の話が出ましたが、それも含めてメリットがあるということなんですが、もし、当初の予定とどんどん変わって行って、本当はもっと民間に受け持たせたかったんだけど、民間はこれも嫌だあれも嫌だというふうにどんどん減ってきて、公共が負う部分が増えてきた場合には当然バリュー・フォー・マネーも変わってくるわけです。その辺に対する考え方は何か持っておられたんでしょうか。

東京都 私どもも一体どの程度の内容で提案が出てくるか最初はわからないわけです。ですから、当初6%ぐらい、しかも我々が直営でやればこのぐらいのお金がかかりそうだ

という前提で考えていましたので、もし、そのリスクも全部コストに入れるとこんなになっちゃいますよとか、あるいは、実際の設備運転もこうなるということで、直営の場合を上回ることになれば、当然これは契約はできませんよということで、これは事業者にもそういうお話をしています。

ですから、最終的に二次審査で提案があって、最も安い方があったとしても、その方が契約の事業予定者になるわけではありません。最も安く、なおかつ私どもとして、その事業内容が公共でやるよりは民間でやった方が意味があるというのであれば、その方を事業者としますということで整理をしておりました。

最終者の提案が5%ぐらいということですので、後は細部を契約で詰めましょうという形でございます。

G専門委員 もう一点、今回はいわゆるパブリック・セクター・コンパレーター、若しくは、もし公共でやるとすれば、これぐらいの費用で電気代を賄えるという数字を出さなくて、公募されて契約まで行かれたということなんですが、例えば、概算のキャッシュ・フローその他を第一次審査のときに求められて、それをベースに見られて、そのうちの5グループぐらい選べば多分、このまま行けばバリュー・フォー・マネーが出るだろうということ判断されてやられたのか、それともロングリストの段階ではどれぐらいというお金まで求めていないので、最終的にいけば、ひょっとすると自分たちのパブリック・セクター・コンパレーターというのよりも高くなるかもしれない。そうすると、お金をかけてみんな提案をしたのにごめんなさいと言って帰ってもらおうということも出てくるので、その辺は何かたがをはめられんでしょうか。

東京都 ですから、そういう可能性も十分あるでしょうと。それについては確かに応募者の方については負担は非常に大きいわけで、例えば、応募にかかったコストをお返しするかどうかとかという議論も中ではしたんですが、それはしないという形で最終的にしましたけれども、今後はそういったこともあるんだと思いますね。

G専門委員 最後に、先ほど、事業をPFIでやるということを公表された段階で約400件、そして、公募をされた段階で公募者も含めて150件ぐらいのいろいろな質問が出てきたということなんですが、それは例えば統計的にバリュー・フォー・マネーとか、いろいろ大別された場合にどういうものが一番多いとか、あるいは代表的な、非常に多いものはどうだということは整理されておられますか。

東京都 一応400件でも同じような質問がかなりありますし、ですから、まずグルーピングをして、最終的にお答えするのは400件全部ではなくて、似たようなものは一つにまとめていますので、どちらかといえば技術的なことが多かったんじゃないかと思っているんです。技術的な確認事項みたいなもの以外に、20年間の契約ということで、水道局としての予算上の債務負担の取り扱いはどうなるんですかという問い合わせ等も結構ありました。

G専門委員 もし何かまとめられて解析されていけば、是非その辺のレポートみたいなものをいただきたいんです。

東京都 400項目の質問書については、一次回答書ということでは、質問があった方すべての方にお渡しできるような形にしましたので、それは皆さん御存じなんです。そして、二次回答書というのは、応募された方が再度質問してききましたので、それは5グループの方にお渡しをしましたので、公表しても別に構わないんだと思います。ただ、今、そういうグループ分けして、解析をして、分析したということではなくて、これについてはこうです、これについてはこうです、というような書類の体裁になっています。

H専門委員 2、3御質問させていただきたいんですが、先ほど民間がやった場合と公共がやった場合の総事業経費を20年間にわたって積算してこれを比較したと言われましたが、これは時間軸での評価、タイム・バリュー・フォー・マネー、現在価値化して評価されていないということなんでしょうか。

それとともに、変動費についての御説明がございましたが、資本コストの前提はどういう形で評価されたんでしょうか。この場合には、資本と負債、負債の場合には公共部門の場合には公債になると思いますが、どういう前提で計算して公共の方が高かったんだという、その前提条件をお差し支えない範囲でお聞きしたいと思います。

それともう一つ面白いなと思いましたが、もし、この事業何もしない場合、東京都は東京電力から一定の価格で電力を買えるわけです。そういった意味では、表面的な予定価格みたいな概念が明示的に存在している案件になります。これでもし事業をしない場合の東京都の負担、その公的負担と実際の民間事業者からのデフアード・キャッシュ・フローをこれと比較されたか否か、あるいは参考とされたのか、そういう御議論があったのかということをお聞きしたいと思います。

それと、先ほど債務負担行為云々がございましたが、確か、東京都はこれは債務負担行為を設定していないようでございますが、契約書を今見させていただきまして、実態面として東京都が電力を引き取るような構造が非常によくできた契約ではないかと私は判断しました。この場合、債務負担行為を設定しないということを行政的にどういうふうに位置付けて考えておられるのか、できればこれは御参考までに御説明いただければと思います。

もう一つございますが、先ほど金融機関の取り決め云々で確かに何らかの取り決めも前向きに御検討され非常に有り難いことではないかと思いますが、単なる情報の開示、提供だけでは基本的にはこれは法的な救済を構成しない、これは恐らく御議論があった末の御結論ではないかと思いますが、例えば、事業者代替については、これは公共政策の一貫性とか何らかの明示的な御理由で、東京都は契約上これを拒否されたんでしょうか。その大きな背景、考え方だけでもお聞きできればと思います。

東京都 20年間のコストについては、現在価値に換算をして比較をしたということです。パンフレットに253億円という総経費でというのが出ていますが、これは一つはPFI事業者にも私どもが支払うコストと、半分東京電力から買いますので、その買い方もいろいろ問題になってくるわけで、その両方を合算した20年分の事業費というんですが、負担額という形で出しております。

ですから、PFI事業者単独の非常に安いコストで提供してもらっても、残りの半分を東京電力の高い電力を買わざるを得なくなってしまうえば、トータルでは高くなってしまいうという可能性もありますので、そういう意味で、この253億円が両方の負担額を現在価値に換算したら、この事業者のが一番低かったということでした。

それから、建設費についてというか、資本コストについて当然直営でやれば、これは例えば起債措置をして資金手当てをする。一方、事業者は資金調達をするわけで、そのときの比較の際には、私どもがやれば、当然そのときの地方債の平均金利はかかるでしょうと、事業者の方は市中金利をベースに考えてやりました。

3番目の債務負担の予算上の取り扱いですが、当然、自治体の予算は単年度予算ですので、長期に渡る場合については予算上債務負担を取らなければならないという規定がありますが、例外として、長期継続契約という電気とかガスとか水道については、長期契約という形で、債務負担の例外規定があります。それに準ずるものという理解を私どもはして、今回は予算上の債務負担は取ってはいないということです。

ですから、サービスの内容によっては当然のことながら、債務負担を取るということもあるのかなと思いますが、今回はそういう考え方をしております。

それから、実際に金融機関との関係については、まだ、先ほど話したように、最終的な合意になっておりませんが、基本的に事業者が破綻した場合には、実はさっき言った3社が出資をして新会社をつくったということですので、むしろ親会社の責任というものも一定あるのかなと我々は思っていますので、それは契約書上ははっきりうたってはありませんが、もし事業破綻した場合については親会社にも、一定の責任みたいなものもできれば考えてもらいたいということで、そういうお話は個別にしておりますが、明確にこうですよという形で、外に向かってそういうふうにはいたしません。

I委員 バリュウ・フォー・マネーで、先ほども御説明の最後の方で、税金とか補助金、同じようにならないかというお話はございましたが、要するに、イコール・フットイングだと思いますが、実際に計算されて6%あるいは5%の違いが内部的に計算されて出たと思いますけれども、その際に、税金については国税と地方税、これはどのように計算をされたか。

補助金、あるいは地方交付税はないものとして計算されたんだろうと思いますが、これは単なるお考えをお聞きしたいんですが、仮にあったとすれば、この部分をどう計算すべきだとお考えで計算されたのかということでございます。

次にリスクについてでございます。契約あるいは別表の方に不可抗力という記載がございました。これはその辺のお考えで分担をお決めになったと思いますが、不可抗力の中身でございます。これは一般的には常識的に大体こういうものだろうとは思いますが、具体的な不可抗力に該当するリスクの内容についてきちっと御提起か何かをなされたのかどうか、これをお伺いしたい。

若干それと関係するんですが、保険事項を記載されておられます。これをぱっと拝見し

ただけなので間違いがあるかもしれませんが、運用期間と言いますか、維持管理運営期間に関する保険ということだろうと思いますが、設計、建設段階でのリスクに対応する保険というのは何かお考えになっていなかったのかどうか、これをお伺いしたい。

次に、契約でございますが、ちょっと先ほど触れられていますけれども、これは、金町浄水場エネルギーサービス株式会社ですか、一種のSPCを設立して、そちらで事業をする。これはいつも問題になるんですが、要するにスポンサー3社との関係で、今、折衝中ということではございますけれども、ここに契約で書かれている義務事項がございますね。これについては3社が全部が別々かはわかりませんが、全体とすれば、同様の義務を負うということ本来お考えであったのか。つまり、直接契約されれば直接義務を負っていたわけですね。別の理由でSPCを設立したわけではございますが、となれば考え方として、電力供給義務でございますとかその他の義務について同様の義務をお考えになっていたのかどうか。

その次に、SPCの関連ですが、そうしますと、この会社の事業の存続と言いますか、経営そのものについて監査あるいはモニタリングということになります。契約でぱっと拝見しますと、電力供給については結構書かれておられますけれども、SPCの会社がきちっとうまく運営されるのかどうかということについてはあまり触れていないのではないかと、その辺はどういうふうにお考えになるのか。

東京都 税金の取り扱いについては現行法令というか、現行の税制の中で当然この事業会社が負担すべき税金というんですか、PFI事業者が負担すべき税というものを当然織り込む形で見ております。

I委員 織り込むと言いますのは、例えば法人税等がございますね。それと別に、租税公課の中で、例えば、地方公共団体が負担しないで、民間事業者だと負担をするという違いのあるものがございますね。この扱いについてなんですが。

東京都 固定資産税とかということになりますね。それについては、民間の場合は当然そういうものがあるということです。

I委員 負担をするという計算をして、その上で6%ということですか。

東京都 そうということです。それから、地方負担分というか、地方の交付税云々というものがもしあったらどうかということですが、これは私どもが先ほどちょっと申し上げたように、水道事業というのはそういう前提が全くないんですね。地方交付税で事業運営するという前提に地方公営企業はなっておりませんので、あった場合を想定してどう考えるかと言われると、ちょっと私はぴんと来ないところがあるんですが、当然、国あるいは地方の財政調整の中で、国が見るべきものがあるとすれば、それは補助金も同じでしょうけれども、同様に取扱いしていくべきなんだろうなと思います。

I委員 それも織り込んでということですね。

東京都 不可抗力の内容については、契約書上例示をしていたのではないかと思うんですが、26条の2の(3)に不可抗力として括弧して暴風、豪雨等、以下、こんなものとい

うようなことで、こういったものが大体不可抗力。または甲又は乙のいずれの責にも帰すことができない自然的又は人為的な現象、これ以上はないんでしょうけれども、大体このようなこと。

それから、非常に大きいのは、これは都市ガスの供給を大前提とした事業ですので、都市ガスが止まったらもう事業は止まってしまう。不可抗力と同様に、今回は都市ガスの供給停止で、その責によらないで止まってしまう。多分東京ガスの方の何かの不幸で止まってしまうというの、不可抗力と同じように見ましようというふうにしております。

東京都 今回の保険の内容を見ますと、局が指定してこういう保険をかけなさいよと言いましたのは、普通火災保険だとか、それから施設賠償責任保険等を水道局は指定しているんですが、その他に、事業者の方で機械保険なりそれから企業費用利益保険などを掛けているようです。

I委員 質問の趣旨は、いわゆる履行補償といいますが、きちんと設備を造ってくれて、要するに運営が始まるというところまでの補償でもいいですし、保険でもいいんですが、何らかのカバーをお取りになったかということです。

東京都 詳細は確認いたしますが、建設段階の保険は指定していないと思います。

I委員 東京都側としてです。

西野部会長 今の問題はPFIでなくても、建設という意味では同じじゃないかと思うんです。ここはPFI特有の問題に限りたいと思います。普通の建設で図面を持っていて、発注するときの入札で起こる問題は、ここでは避けたいと。時間が限られておりますので、よろしいですか。

I委員 はい。

西野部会長 この件については、もう一度電源開発から話を聞くことを考えておりました、その時にまた、そのことも含めまして、質問する機会がありますので、一応この辺で打ち切りたいと思います。

私がお聞きしたかったのは、普通の入札であっても諸外国では入札後にネゴをするのが一般的でありまして、リスクの取り方によってバリュー・フォー・マネーが非常に変わってくるので、ここのリスクはどっちで取った方がいいとか、提案上はこうだけれどもというようなことがあって、もしそうだとしますと、提案書の日付が7月15日で、二次審査の結果通知が7月23日というのは非常に不自然な気がいたしまして、一般の入札でもちょっと大きい案件ですと、諸外国では1ヶ月はかけますので、PFIではなくて図面がある上のもので1ヶ月ぐらいはやって、ずっとネゴをして、例えば入札の時一番安いところよりもどうも2番ぐらいが安いという結論が出ますと、そっちへ移って、またネゴをするというようなことをやります。ですから、本件ではリスク分担についてのネゴというのはほとんどなかったということなので、ひょっとするとバリュー・フォー・マネーが、将来はその辺で考えると上がる可能性もあるかなというような感じをちょっと持ちました。

そのようなことはヒアリングが終わった後で我々が議論すればいいことなので、一応こ

ここで、質疑は打ち切らせていただきたいと思います。

大変お忙しい中をわざわざお見えいただきまして、誠にどうもありがとうございました。

(休憩)

西野部会長 藤井専門委員が勤務先が変わられましたものですから、後を受けられました日本興業銀行の産業調査部長の伊藤さんがお見えでございます、御紹介させていただきます。

それではヒアリングを再開いたします。今、初めて1回目があったんですが、PFI全体に渡るのは仕方がないとして、バリュー・フォー・マネー、リスク問題、できるだけその辺に重点を置いていただくことと、それに関連して全体と、できればPFI特有の問題に、質疑はお願いしたいと思います。ただ、説明は全般にさせていただかないとわかりませんので、全般に渡ってしていただくことになると思います。

2組目の方を御紹介いたします。株式会社荏原製作所エンジニアリング事業本部企画調査室長取締役の大谷浩一さん、同じくエンジニアリング事業本部総合事業統括総合システム技術センターシステム計画室長の竹内良一さんのお二人でございます。

最初に1時間ばかり御説明をいただきまして、後委員の方々から御質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

荏原製作所 それでは、私の方から一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、このPFI推進委員会の合同部会におきまして、ガイドライン作成のための内容につきまして、私どもの意見を述べさせていただく機会をいただきまして、本当にありがとうございました。

私ども早速御説明に入りたいんですが、その前に一言お詫びを申し上げたいと思います。この度私どもの藤沢工場におきまして、自社工場内のごみを焼却する焼却炉の廃水を誤って雨水排水口につないでしまうという非常に大きなミスをして、そのために、地域住民の方々をはじめといたしまして、関係各位の皆様方に大変大きな御迷惑あるいは御心配、御不安をかけましたこと、本当に申し訳なく、お詫び申し上げます。

私ども、社長をトップといたしまして、現在、住民の方々に対してのお詫び、御説明、それから原因究明、再発防止というようなことを社を挙げて取り組んでおりますので、どうぞその辺を御理解賜ればというふうに思っております。

それでは、これから御説明いたしますが、実際に私ども荏原製作所はPFI案件に関しましての実施例はございませんけれども、しかしながらPFIに関していろいろな自治体の方々と具体的にお打ち合せをさせていただいております。また、いろいろな委員会にも出席させていただいて、その中でもいろいろ勉強させていただいておりますので、それらを通じまして、私どもなりに意見をまとめて今日こちらでもって発表させていただきたいと思います。

それでは、システム計画室長の竹内の方から発表させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

荏原製作所 竹内と申します、よろしくお願いたします。

私ども環境関連ということで、PFI事業について自治体、市町村、県等のいろいろ御相談なりあるいは提案等を行ってまいりまして、今のところ、私ども環境ということで、廃棄物、水処理といったことも手掛けておるんですけども、たまたま現在までのところ非常に案件数が多いのが廃棄物ということで、今日の話も廃棄物処理という分野に限った形で、できるだけ具体的な内容になるようにお話ししたいと考えております。

内容としましては、できるだけ特徴のあるものと考えておりまして、バリュー・フォー・マネーという部分と、それからリスク分担、それから、これは私どもなりにバリュー・フォー・マネーの一つとして環境貢献といったことを是非、検討項目といいますか、評価項目に入れていただきたいということから、そういったことをお話ししたいと思います。

内容としては、現在進行中のものばかりなものですから、具体的な件名は記号で省略させていただいておりますけれども、提案例にありますように、一般廃棄物あるいは産業廃棄物、こういったものに対してのいろいろな処理設備、廃棄物発電もあればいわゆる破碎処理をしてリサイクルをする設備もありますし、また管理型の最終処分場まで含めたような総合的な御計画、あるいは単純な廃棄物処理、廃棄物焼却という単純なケースとか、さまざまなケースがございます。こういった事例の中から、具体的な内容について御説明いたします。

私どもバリュー・フォー・マネーという言葉、これはいろいろ解釈があって、言葉どおり費用対効果というようなことで使われる例が多いと思うんですけども、従来言われているような、いわゆる建設コスト、維持運営コスト、それからリスク分担コスト、こういったもの以外に、システムノウハウ、その提案者特有のアイデアと申しましょうか、こういったものを是非評価対象に加えていただきたいということと、環境貢献という言葉でここであえて使っておりますけれども、これはいわゆる公害防止における環境基準とかそういったものではなくて、さらにもう一歩進んだ形での環境評価といったものを、特にこれは廃棄物処理といいますか、環境関連設備に特有なものかもしれませんけれども、こういったものを評価基準として、是非御検討していただけないかということでございます。

この中で特に、建設コスト、維持運営コストというのが通常ありますので、今回、それ以外の項目について少し詳しく御説明したいと思います。

まず最初に、システムノウハウということなんですけれども、あまり聞き慣れない言葉ではないかと思うんですが、実は、よくPFI事業をやる際に性能発注、いわゆる細かい縛りを入れないということがよく言われておりますが、ここで言いますシステムノウハウというのは、それをもうちょっと緩やかにと言いましょか、考えられているシステムそのものも変更するような考え方を取らせていただきたいということです。

今日、例でお示しするものは、RDF、御専門の方はよく御存じなんですけれども、そうでない方はちょっと聞き慣れないかと思うんですが、ごみから作った固形燃料という、レフューズ・ディライブド・フューエルということで言われていまして、固形燃料化した

ものを専用の焼却炉といいますか、発電用のボイラーを使って電力を回収し、ごみを処理しようというようなRDF発電システムというのが世の中にございます。

ある自治体の方で計画されている例で、当初計画の案では、A B C Dという4つの広域組合、市町村がいくつか集まって結成されている広域組合、この4つの広域組合をさらに統合して大規模な広域組合の中でRDF発電をしようという御計画でございました。この計画に沿って、実際に設置を予定されているAという広域組合の設置予定場所では、住民の方にも説明し、住民の同意もほぼ得られた状態のものでございました。

それに対して、弊社の方で、御提案させていただいたシステムというのは、いわゆる近場のごみ、一般廃棄物に関してはごみのまま持ち込んでいただく。それに対して、遠方の廃棄物、これは輸送の効率等の問題もありますので、従来どおり固形燃料にして持ってきていただくというようなシステムを御提案いたしました。

これによって何が違うかと申しますと、廃棄物発電、廃棄物処理と発電をするという中核となる焼却システム、これだけを見ますと、RDFという、言ってみますと指ぐらいの大きさの非常に固い質の悪い石炭ぐらいの発熱量を持った固形物なんですけれども、これを専用で燃やすためのボイラーあるいは発電設備というのは非常に効率がよいわけです。したがって、建設コストも安い、それから発電能力も高いというような特徴を持っております。それに対して、通常のごみを燃やした場合の発電というのは、カロリーも低いですし、非常に大きなものを扱うということで、焼却設備そのもの、ボイラーそのものが割高になりますし、発電能力も落ちるといような結果でございます。

したがって、廃棄物発電設備だけを取り上げた場合には、公が負担すべきコスト、これを従来計画されていたRDF発電設備を100といたしますと、186、約二倍弱のコストがかかるという結果になります。これは15年間の運転経費、それと建設費、これから15年間得られる発電による収入を引いた額でございます。

ところが、発電設備だけを見るとそうなのですが、それ以外に固形燃料を製造するための設備、これを造り、なおかつ運営しなければいけないというコストがこれとは別にかかります。それを足したもので見ますと、一番最初のRDF専焼発電設備の100に対して、公の負担すべきコストというのは、従来計画されていたRDF発電システムにおいては258、2.6倍程度のコストがトータルではかかりますが、それに対して新たに提案させていただいたシステムでは、公の負担額としては1.86ということで、かなり少ない金額でできることになっております。

こういったシステムノウハウといったことを、公共側の方の仕様書に対する追加提案というものを是非可能にさせていただきたい。こういった追加提案を出させていただくことでコスト評価が可能ではないかということです。

ただし、契約形態、これは従来のように、仕様書といいますか、計画の仕様書が出て、1回で競争入札で終わる場合には各社、各事業者がさまざまなこういったアイデア的な提案を出すことは十分可能ですし、それによって事業者が決定するというのであれば、単

なる費用対効果という面だけで見られると思うんですけども、そうではなくて、多分、PFI事業を推進する場合には、現実に進んでいる例でもそういう例が多いんですけども、最初にいわゆる公募提案という形で、さまざまな事業者からいろいろなアイデア出しをして、その中から最終的なPFI事業としてのスペックを決められて、それによって再度競争入札にかけるといようなステップを踏む例が多いのではないかと想像されます。そうした際に、提案されたシステムノウハウを公共側が発注仕様書に採用する場合は、最終的な総合評価の段階で、そのシステムを提案した事業者に対して何らかの形での加点ということを考えていただきたいということでございます。

これは非常に単純な例でお示したんですけども、こういったいわゆる設備そのものの機能の優劣ではなくて、その設備及び周辺の社会システム的なものまで立ち上がったような形でのシステム提案、それが私どもの言葉で言いますとシステムノウハウというように言い方をしておりますけれども、是非こういったものをバリュー・フォー・マネーの中に組み込んでいただきたいということです。

それから、建設コスト、維持運営コストに関しては、もうさんざんいろいろところで言われていますので、特に大きく取り上げる気はないんですけども、建設コストに関しては、財政措置でどのような補助金なり制度融資なりが受けられるのかということをして是非発注する段階で明確にしていきたいということが一つと、今度はシステムノウハウではなくて、単体の施設そのものなんですけれども、性能発注を行っていただくことで民間の創意工夫によるコストダウンを目指していただきたいと思います。

これはPFIの絡みで私ども自治体とお話しする際に一番最初に言われますのは、PFI事業で民間がやることによって当然建設費あるいは運営費が安くなるんでしょということをもまず最初に言われます。そのときにいつもお答えしているのは、これは当たり前の話ですけども、同じ性能、同じスペックで造った設備に関しては民間であろうが公共側の発注であろうが全く价格的には同じと言えます。

民間側が工夫できる余地があるとすれば、設備そのもののスペックをダウンする。それは性能面でダウンするというわけではなくて、機能面でダウンさせるということが一番の工夫できる点でございます。現実には私ども今、建設し運転しているいろいろな事業の中で、例えば、公共事業でやられる焼却設備ということを見ますと、ほとんどの設備がきちりとしたコンクリートの建物の中に収まっておりまして、内部の点検用のスペース空間等も相当広く取っている例がほとんどです。

それに対して、民間スペックといいますか、できるだけ安く造りたいという場合には、これは当然運営時に問題点は多少出るんですけども、例えば、機械そのものは屋根なんか要りませんので外で構わない。ただし、機器の日常点検等をするスペースには、例えば、屋根を付けて作業員が動けるようにする。これにしますと、細かい話になって恐縮なんですけれども、例えば、建築物ではなくなるとか、建築確認が要らなくなる。ただし、住民感情の問題もあるので、外側からは建物のように見せてほしいというのがございますので、

周りをいわゆる仮囲いのような形で壁だけ付けて屋根はないという、これをやることによって設計コストも下がりますし、実際の建設コストも下がるというような点があります。

これは一つの例ですけれども、そういったような形で建設コストに関しても、民間側の方の創意工夫と申しましょうか、これはPFI事業特有のものではないかと思うんですけれども、その民間がそのまま事業を運営するというに立って施設を建設できるということが一番のメリットかなと思っています。

それから維持運営コストに関しては、これはリスクの問題と大分密接に関連しますので、リスクヘッジをどういうふうにするかということを考える必要があるだろうということで、細かい話はリスクの方で若干したいと思います。

次に、リスク分担ということで、中身としては計画段階、建設段階、運営段階、それから最終的な廃棄する段階とか、それぞれの段階でリスクがあるかと思っています。こういったリスクは、全般論としては、どんなPFI事業でもほとんど共通する部分が多いものですから、これを今日は個々にちょっと御説明は省かせていただきまして、廃棄物処理施設と申しますか、廃棄物発電設備と申しますか、これに固有のリスクというのがこれとはまた別に存在するわけで、そちらの方を少し詳しく御説明させていただきたいと思います。

三つほど実は挙げさせていただいております、最初に挙げさせていただいておりますのは、いわゆる廃棄物処理、従来のように燃やして灰を埋めればよいという廃棄物処理というのは環境問題等から昨今ほとんどなくなっております。したがって、当然燃やした熱を使って発電する。あるいはごみの中の有価物は回収するというような組み合わせのシステムというのがほとんどでございます。

その場合に、いわゆる有価物と言われているものが現状では非常にリスクであるというふうに言えるかと思っています。この有価物ははっきり言いますと引き取り手がない場合にはこれはごみにしかありませんので、これを最終処分しなければいかぬ責任、あるいはコストといったものが当然発生いたします。このコストをどちらが被るのかという問題が出てまいります。

ここで一例として、最近の焼却炉のシステム、いわゆる次世代型の焼却炉ということでガス化溶融システムというのが最近出ております。これは有価物回収で、発電、これは当然なんですけれども、それ以外に灰を1,400度ぐらいの温度で溶かしてどろどろにした、いわゆる溶鉱炉のスラグ、鋼滓のようなものが発生いたします。これは、そのまま砕いて砂の代わりとか路盤材とかそういったものの用途にかなり使えるものです。現実的にはこういったものをどんどん使いなさいという国側の方針も出ておるものなんですけれども、例えば、これを全部PFI事業者がこの処理と申しますか利用について負担することになりますと、もし、誰かに買っていただく、あるいは無償でもいいんですけれども、とにかくお金を払わないで引き取ってもらうということになりますと、そのための売り先を含めた営業努力と申しますか、こういうコストが当然発生しますし、万一売れなかった場合には、それを最終処分場に持って行ってトン何万円というお金で引き取ってもらって処

理しなければいけないという事態が発生いたします。

今、スラグという一つのものに関して言えば、砂のようなものと先ほど申し上げたんですが、例えば、これを公共側がリスクを分担する、具体的に申しますと公共事業の中での道路あるいは建築物、こういったものにこのスラグを使っていくというような方針を取りますと、これは全量公共側で処分という言い方はよくないんですけれども、利用できるということになりますので、リスクは結局公共側が被ることによって民間側はその分コストのリスクを見なくて済みますから、当然、事業費そのもののV F Mも上がるという結果になるわけです。

多分、こういったような細かい点をやっていきますと、個々のリスクというものが公共側にとっては意外と軽いものであって、民間側にとっては重いものとか、また逆の場合もあると思いますので、多分、そういったリスク分担によってお互い一番少ない経費と申しますか労力と申しますか、これでそういったリスク回避が可能になるというようなことが言えるかと思えます。

それから次の例なんですけど、一般廃棄物の減量化、これは1年前までは、リサイクル、リサイクルということが一辺倒で言われてきたんですけども、昨年度から、単に発生したごみをリサイクルするという考え方ではなくて、発生源から減らしていこうということでレデュースとかリユースというような言葉が盛んに言われて、現実にもそういったことがやられております。一般廃棄物の処理の際にもこういったことは自治体いろいろ熱心にやられております。

これをP F I事業者という観点から見ますと、一般廃棄物の処理を例えば、トンいくらというお金で請け負った場合、自治体が努力して環境にやさしくということによってごみを減らすと非常にいいことなんですけれども、それによって事業者側の収入がどんどん減ってくる、事業が成り立っていかなくなるというようなことがございます。これをどういう格好で、どちらが分担するのか。結構これはもめる問題で、行政側にとっても一般廃棄物の減量化といいましても、各家庭に対しての協力要請で、各家庭がそれに対して努力するということがございますので、どの程度減るかわからないというのが正直なところではないかと思えます。したがって、どの辺のレベルで施設を造って、どの程度事業者に対して収入保証ができるのかといったことが一番の問題点になるかと思えます。

この辺で、公共側がリスクを分担すればいわゆる収入保証ということで、ごみの量がどうなるかが、ある一定金額は保証しますよというふうな形でないと多分事業者側のリスクは非常に大きくなって、成り立っていかないのではないかと申します。当然、入口のごみ処理収入が保証されても、現実には先ほどのリサイクルですとか、それから発電ですとかということで、事業者としては別の収入があるわけなんですけれども、こちらは当然ごみ量が減れば減ってまいりますので、そちら側のリスクは当然あるんです。現状の廃棄物処理事業ということでいきますと、いわゆる廃棄物処理コストというのが収入の8割方を占めますので、発電収入の2割の分が多少減っても、そんなに大きなリスクには

ならないということになります。

これを、ではそんなことを言って公共側は、例えば、今1日100トンのごみが出ているものを5年後には70トンになるのかもしれないのに、100トン分のお金を保証するのかということが当然ながら問題になってきます。その場合に、私どもよく申し上げていますのは、一般廃棄物と産業廃棄物の併せ処理ということをご提案させていただいています。

これは、いわゆる一般廃棄物の分が減少した分を産業廃棄物で補うというような形で、産業廃棄物も当然有償で引き取りますので、そこでの収入を確保するというのと、発電量が落ちない、むしろ一般的には上がる傾向にありますから、ここでのコストも下がる。ただし、産業廃棄物を集めるということが必要ですから、事業者にとってはごみを集めるといえますか、ごみを確保するためのリスクは当然増えてまいります。

では、自治体側はそういったことをぽっと任せればリスクは回避できるのかと申しますと、自治体側の方にも別なリスクがありまして、一般廃棄物処理設備ということでの住民合意を取るという行為と、一般廃棄物と産業廃棄物を両方処理しますよという形での住民合意を取るのでは、かなり産業廃棄物というだけで、特に昨今いろいろ問題を起こしていますので、住民感情的には非常に取りづらい。ただ、それが合意が取れるような設備であれば、一般廃棄物だけを処理するための廃棄物処理施設におけるバリュー・フォー・マネーということに対して、産業廃棄物を併せ処理した方がその分コスト、あるいはコスト絡みのリスクは回避できる。その分、PFI事業者は廃棄物確保というリスクを背負いますし、自治体は住民合意のリスクを背負うということになります。

それから、3番目は、これも廃棄物に特有なもの、若干違うところもあるんですけども、いわゆる廃棄物の中にいろいろなものが入ってまいります。プロパンボンベとかいったボンベもたまに入ってきて、いろいろなところで爆発事故を起こします。こういったものが搬入、混入してきた場合の操業停止、こういったものに対するリスクというのは相当なものがあります。物が壊れるとか壊れないとかというリスクも当然ありますけれども、それを修理する間、設備が動かない、その分だけ収入が減るというストレートな問題につながってまいります。

特に廃棄物処理の関係では、潜在リスクとさせていただいていますけれども、いわゆる施設の稼働で故障が起きたりとか、今の爆発などというのはその最たるものなんですけれども、あるいは事故が起きて、操業が停止されるとか、そういったリスクもあります。それからさらには、周辺住民との間で、これは公害防止といえますか、環境基本法における数値をクリアしたとかしないとかという問題ではなくて、ごみの車が来て匂いがきついから困るとか、そういう住民とのトラブルというのはこういった施設は付きものですので、そういったことによる周辺対策といえますか、こういったもののリスクというのは廃棄物処理の場合には非常に大きなものがあります。

したがって、通常の建物ですとかそういったものに比べると、こういった廃棄物処理事業での潜在リスクというのはかなり大きなものがあると私どもは考えております。

次に、環境貢献ということでちょっとお話ししたいと思えますけれども、冒頭に、いわゆる水質汚濁とか水質汚染とか大気汚染防止とかといういわゆる公害的な規制値ではないというふうに申し上げたんですけれども、今、私どもの方では、先ほどのコスト以外に環境影響評価というものを、一つにはライフサイクルで考えてほしい、評価していきたい。ライフサイクル・アセスメントという言葉がありますけれども、それで評価していく。

もう一つは、これは私どもの勝手な造語なんですけれども、ゼロ・エミッション・インデックスという勝手な項目を作りました。この二つでそういった廃棄物処理施設若しくはシステムというものも評価をして、この結果を是非バリュー・フォー・マネーのうちのサービスの質という部分でとらえていただきたいということで御提案させていただきたいと思えます。

まずLCA評価の方でいきますと、個々のCO₂排出量あるいはメタン排出量という項目と、それを統合化した地球温暖化、あるいは酸性化、富栄養化、資源消費、これは枯渇性資源のことを言っていますけれども、こういったような複合化されたインデックスというのが世の中に存在します。こういったもので評価して欲しい。

それから、ZEインデックスと勝手に私ども付けた名前としましては、廃棄物の減量率がどの程度行ったのか、あるいはリサイクル率がどの程度上がったのか、それからその自区内で処理が完結される、最終処分まで含めて完結される処理率がどの程度あるのかといったようなことの評価を是非していただきたい。

LCA計算した際のCO₂排出量の評価で、テスト用にプランを勝手に作って、3つのプランについて比較検討した例ですけれども、焼却炉、水処理装置、最終処分場、リサイクル施設。これを全部まとめた数値で、3つのケースを比較します。それぞれ使う機種が違えば、CO₂発生量がそれぞれ変わってまいります。一番最初のプランがCO₂では一番悪くなります。

CO₂とメタンがメインの項目で、それ以外にフロンとかそういった合計で40項目ぐらいをまとめた地球温暖化というインデックスがあるんですけれども、それでやってもCO₂の場合、ほぼ同じような傾向が出てまいります。

今度は富栄養化というような切り口で見ると、これが必ずしもこうはならず、真ん中のプランが一番悪いという環境影響評価になります。このプランで生ごみ処理を水処理系で実施するために、水質汚濁負荷が上がっているためです。

それからZEインデックス、廃棄物減量率ということでやりますと、みんな同じようなシステムを採用しているものですから、3つのケースではほとんど有意差が認められないということになります。

したがって、今の環境貢献全体を、本来はこれをまた統合評価しなければいけないと思うんですけれども、その辺の重み付けとかそういったものはまだ一般にされておられませんし、先ほどのLCA評価の統合評価にしても地球温暖化というのはかなり世界的に認められておりますけれども、枯渇性資源云々となりますと大学によっていろいろ考え方が

あって、なかなか総合評価というのは難しいというふうに聞いておりますので、それをまた総合評価するという、それ全体を総合評価するというのはもっと難しいことだと思うんですけども、こういった環境影響評価を是非、いわゆる排出規制といいますか、公害規制的な環境規制だけではなくて、その装置をつくって運転して、廃棄する間のLCA、ライフサイクルでの環境影響負荷というものをきっちりカウントして、これとコストとの見合いでどうなるんだと。

私どもはこれだけの計算をさせるのは結構大変なものですから、CO₂排出量ということで、排出権取引とかいろいろ言われていますので、非常に単純化してわかりやすく言いますと、60年間で、例えば50万トン出たものが40万トンになって、60年間で10万トン削減できる、その間にコストがいくらかかるといったときには、そのコストがCO₂だけで見た場合には、1キロ幾らでCO₂減らすためにはお金を使ったんだと。例えば、それが2万円だとしたら2万円ならいいじゃないとか、10万円ではかけ過ぎだとか、多分、そういう環境影響をいずれ、我々も今いろいろな先生方と研究していますけれども、いずれコストに換算して、同じコストというテーブルの上に乗せて、そこで環境と実際に出るお金のコストを比較するというようなことに、是非近い将来になってほしいという希望がございます。

そうならば、今のように、いわゆる環境負荷は減らせるんだけれども、お金がかかっちゃう、しかし、お金がかかるのが嫌だとか、そういったような話がある程度同じ土俵に乗るのではないかと、そんなふうに考えております。

総合評価で、いわゆる見えている建設コスト、維持運営コスト、それから見えている分と見えない分が混在するリスクの分担コストという大きな3つのコストがあるわけですけども、それ以外に今の環境貢献といったものを是非評価項目の一つとして入れていただきたい。

システムノウハウについては、1回で済む場合にはこれでいいんですけども、1回で済まずにいい提案なんで、これを基に再度入札行為をしようといったような場合には、是非、公共仕様に採用したということに対する加点といいますか、そういったものを是非考慮していただきたい。

その他、リスク以外にも定性的なものとしてその事業をやることによって、地域に対する貢献度がどうなるかとか、それから事業主体そのものはSPCになると思いますので、それは独立した会社ですけども、周辺のサポート体制、これは単に機械のメンテナンスというサポート体制もありましょうし、資金的なサポート体制もあるかと思うんですけども、こういったサポート体制がどうなっているのかということも含めた評価といったのが、私どもの勝手な考えですけども、総合評価ではなかろうかなというふうに考えております。バリュー・フォー・マネーということをコストとサービスというふうに私どもはとらえていますので、サービス側であるところの、特に環境あるいはノウハウ、こういったものを評価いただいて、コストと併せて総合評価というような形で最終的な事業者決

定というふうに至るようなプロセスを是非ガイドライン等の中でもお示しいただけると大変有り難いと、そんなふうを考えております。

ちょっと早いんですけども、いろいろ御質問等おありかと思しますので、これから私の方からの話は終わらせていただきます。

西野部会長 それでは、これから質疑に移りたいんですが、ちょっとその前に、ただいま御説明をいただきました資料につきましては、ガイドラインについての意見に関わるものでございますので、ガイドラインの検討状況に照らして、適切な時点で公表することにいたしまして、当面非公開という取り扱いにしたいと思っております。よろしく願いいたします。

A委員 大変有意義なお話ありがとうございました。廃棄物処理をPFIでやることの難しさのようなものをしみじみと感じておったんですが、ここでバリュー・フォー・マネーの意味を私などは若干違うのかなと感じますのは、御案内のように一般廃棄物の処理施設は公でやっているわけでありまして、地域ではやはり迷惑施設でありますし、それを何とかカバーするために、大変大きなきれいな公園にしてみたり、建物等も博物館、ミュージアムみたいなものと同じようなものにしてみたりいろいろしているわけですね。先ほどの例えば、屋根を付けないとか、あるいはそういうところを省略するとなりますと、それがバリュー・フォー・マネーだとなると、一方で行政は別なところでコストを負担しておりますら、トータルとしてはどうなんだろうということが一つ、そういった問題です。

それからもう一点、産廃の問題は、一般廃棄物と一緒に処理する施設を公がPFIでやるということは私は考えられないんですが、どうなのでしょう。産廃はもともと民間事業者が自分の責任で処理するもので、一般廃棄物と一緒に処理する性格のものではないというふうには私は理解しておるんですけども、そこら辺のところは何か実際にPFIとして事業が進んでいて、これをやればごみの量が安定するというのはわかるんですが、それがバリュー・フォー・マネーとしてカウントされているような事業が実際に行われたらどうなるか、そこらのところをお聞かせいただきたいんですが。

荏原製作所 今の二つの御質問のうちの初めの質問について私の方からお答えさせていただきます。私どもも、一般廃棄物を建設する場合には、他のものの例と違いまして、都市ごみの焼却施設は土木建築とプラントと両方とも発注されるというケースがほとんどでございます。その中で、あれだけ立派なものができるというのも、それはあくまで住民の同意を取るための施設ではあるんですけども、やはりその中に住民合意を取る中で、コストとかあるいは本当に住民が求めているものがあれだったのかと、実は思わせるようなスペックもあるわけです。

例えば、どこかある都市に800トンという非常に大規模な、外見の立派な施設があったんです。計画をなさっている都市は150トンのプランとなっている。やはり規模が小さければそれなりにコストも何も低くあるべきだという気がするわけです。あるいは小規模なりに

住民に納得できる、あるいは住民に還元できる施設であるべきだと思うんです。それは、ちょっと長くなりますが、住民参加型の、例えば、住民に貸し出せるホールだとか、あるいは工芸のためのあれだとか、リサイクルのための勉強の部屋だとか、情報発信基地の提供の仕方だとか、言ってみるとソフトとして提案するというのも一つ住民への還元だと思うんですが、そうではなくて、うちの施設もああいう立派なものになるんですよということで、それこそ800トンの大変立派な施設を見せて、あれと同じものを造るんだということで住民の理解を得るといような、どちらかという箱で勝負するようなところが無きにしてもあらずだという気がいたしました。

したがって、やはり住民に還元しないで、性能さえあれば、もう何しろ全部よけいなものはぜい肉を切り落としてというつもりは全くないんですが、やはり住民に還元するための施設、あるいは設備、装置はどうあるべきなのかということを考えたい。それはやはり個々のメーカーがそれぞれ知恵を絞って提案する内容ではなかろうか。これがお役所の統一仕様書の中で建築の仕様、あるいは大きさ、あるいは外壁の仕様といったような形で与えられてしまうと、我々デザインというところでは独自性は出せるにしても、非常に自由度が小さくなっていく。結果的には性能と全く関係のないところでものすごく化粧の厚い建物になりかねない。

先ほど竹内が御報告した中で、実は、かといって、それでは剥き出しの機械でいいのかということ決してそうではないものですから、私どもが今回建てましたかなり大きなプラントは、外壁は全くコンクリート製のように見えているんですけども、実は屋根がない。そうすると、工場の中というのはかなりの発熱体なんですけれども、そのための発熱したものを外へ逃がすための換気設備が屋根がないために全く要らないとか、そういった知恵をちょっと絞ることによってかなり安くもできるということの例として挙げたので、決して性能さえよければ安物にするということとはちょっと違う意味でございます。

荏原製作所 二つ目の産廃処理の問題は、確かにおっしゃられるとおり産廃処理は排出者責任で民間が当然実施するものでございます。ただ、最近は、確か通達にもあったと思いますけれども、適正な産業廃棄物処理をするため公共が何らかの支援をするとか、最近の例では、これは私どもの会社がというのではなくて、新エネルギー・リサイクル等PFI推進協議会という団体、任意団体なんですけれどもあって、そこで、東京都の城南島における産業廃棄物処理施設のPFI的な在り方ということで、そこで検討したときにも、東京都の方からもそういう産業廃棄物に対して公共が今、関与するといいますが、公共そのものもある意味では産業廃棄物の排出者であるという御認識ではないかと思うんですけれども、例えば、建築廃材とか、こういったものの処理ということを含めて、産業廃棄物に対しても積極的に土地とかお金とかも含めて関与していきたいというようなことがございました。全部が全部、産業廃棄物の分をPFIでということではないんですけれども、先ほど申し上げましたのは、PFIにおける廃棄物収入の減少を補う意味での産業廃棄物の併せ処理というような捉え方で、公共側のお金をセーブする一つの方法としてそういう考え

方もあるということで申し上げたので、ここ半年ぐらいでそういったのが、確か産業廃棄物に対して公共関与というのは、まだそういったのが出てから3ヶ月とか4ヶ月ぐらしか経っていないと思うんですけれども、そんなような背景もあって、あえて今日申し上げたという次第でございます。

D委員 PFIをやるときに、できればPFIの外で稼ぐことによって、中が安くなるというのがいいのではないかという発想が一つあるわけですね。そうすると、産業廃棄物は民間のものだから、それは公的な金を使わなくて民間のお金でやっていただきますと、ただ、施設は1つですと。公共の分だけを公共が払うということで、一般廃棄物が安くなるという発想というのは、PFIのVFMに関係してきませんか。

A委員 立地の問題や住民合意が大変だと思います。

D委員 この話はまた後ほどに譲って。

J専門委員 リスク分担の内容、それから環境問題も含めて、いわゆる環境PFIと称される施設のいろいろな難しさが非常に出ていると思うんですけれども、例えば、リスク分担の例一つ取りましても、いろいろな自治体の方々とお話しをされていると思うんですが、とにかくPFIで廃棄物関係をやるということになりますと、住民合意等も含めて全部ともかく民間でやってもらえないかというような、ぼんと飛んだような発想をされる方も結構多いと思うんですが、現実には、PFI事業者として取れるリスクという、かなり明解に官側のリスクというのをきちっと示されて、なおかつその緩和策というようなことも示されるでしょうけれども、こういったことに対して自治体、押しなべてですが、特定のこういうプロジェクトをやっていращやるというところというのはそれなりの御理解があるんでしょうけれども、もう少し幅広い範囲で御理解の程度というのはどんな感触を持っていращやるんですか。

荏原製作所 住民合意とかは、やはり官側、公共側としてはできれば全部、ワンセットでやってもらいたいというのがあるんですけれども、その辺、結構難しいのではないかなと思うんです。もし土地があって、その土地で住民合意がすべてに取れるという状態であれば、多分、事業者として名乗りを上げて、そこで実施するということは非常に簡単なことではないかと思えます。ただし、その場合には、あくまでも随意契約という形しか発注形態としてはとれないのではないかと。そういった状態での随契をしてはいけないとは言っていないと思うんですけれども、もうちょっと広く考えて、一般競争入札的なことで実施しようとするとなると、そこで事業者側が住民合意を取るという行為は、とても計算できるようなリスクではないということで、ある意味では公共側が用地なり住民合意なりを全部終わった段階で、さあ、ここで事業をやっていいですよというような提示があれば、これはどんな事業者でも進出は可能だということになるかと思えます。

ですから、私もそういう場所があって、そこで事業としてやらないかということもありますし、全くそういう場所も何もなくてということもありますし、その辺でちょっとはっきりしたあれはないんですけれども、済みません。

荏原製作所 やはり自治体が一番御苦労なさっているのは、土曜日と日曜日の夜を全部つぶして住民説得のために回るというあの御苦労が大変なわけですね。

しかしながら、実際に住民合意を取っていく中で、どうやって住民合意を取っていくのかというと、いわゆる社会的にどうしても不可欠だからよくわかったという理解を示されて取っていくというケースだけではなくて、実はやはり条件がかなりあるわけです。その条件の中では、例えば道路を造るとか、あるいは公園を何とかするとか、市街化調整区域を外すとか。我々民間で、その事業用の用地だけで解決できない、例えば、その事業用用地の中に温水プールを造るということで解決するのであればこれはできるんですけども、そうではない、一種の条件あるわけです。

したがって、これはもともと民でやると、住民の方は、官がおやりになるよりも納得しづらいんですけども、その条件の中で、なかなか民ではその条件が提示できないということがあって、やはりPFIといえども、住民同意は官でやらなきゃだめだというふうな御意思はどちらもお持ちのようでございます。これは私の経験でございます。

D委員 おっしゃるとおりだろうと思うんですが、逆に、何か変なものをつくるとなると官側には制約があってつくれるんで、民だとそれがつくれるというようなことはないんですか。

荏原製作所 そうですね。それは逆に私どもの経験しているのでは、PFIであまり自由度を高めると、逆につくれるというよりも変なものをつくらされて、そのつけが回ったり、あるいは民が万歳しちゃったり、変な話が、つぶれちゃったりするという、やはりそういったものは当然このリスクの中でもカウントされるわけですが、そういったところで民に対する自由度とそれから結局安かろう悪かろうだったり、あるいは性能が出なかったりといったような御不安というのは、まだ日本に実施例がないだけにお持ちの方はおられます。

F専門委員 今のJ専門委員の御質問は非常に重要な話でございまして、今までの住民と、これは特に発電施設とか公共施設の中での一つの住民の考えといたしますが、いろいろなものがございまして、その中で新しい形を模索していくと思いますが、先ほどおっしゃった環境評価、これをどの範囲でVFMとしてとらえるのか、例えば、ある面でいくと環境に、地球的にいいかもしれないけれども、その地域で例えば発電所を造って、その地域では環境はマイナスかもしれない。したがって、このVFMのときに、この環境をどうとらえるかというのが、お考えがあったらお伺いしたいのが一つ。

もう一つは、ごみの提案で非常に面白い提案があるんですが、普通ごみ+RDF混焼発電システムとございますね。RDF焼却施設を設置するA区域というのが大きいんですね。RDF焼却施設のあるB、C、Dに比べるとちょっと大きいですけども、特に普通ごみ、日本の場合は特にディスパーザブルがないものですから、それに水分が多いですね。そうすると、例えば、A区域が非常に大きくて、B、C、Dが割と小さい、こういうパターンのときにこれは有効なのか、逆の形で行くと、割と同じような市の区域、規模という形の

場合、このA、B、C、Dの形によってこの有効性が違ってくるのか、ちょっとその2点お伺いしたいんですが。

荏原製作所 今の後者の質問についてお答えさせていただきます。

これは実際に起きた例ですから、A区域がかなり大きいわけですが、この言わんとするところは、もともとRDFを作って、そのRDFをすぐ隣で燃やすということの不経済性というのをこのシステムは提案、そのこのところを突いたということになるわけです。

したがって、A、B、C、Dがみんな同じ大きさだったというときに、では何がこれが評価軸なのかということこれは輸送距離なんです。あまり遠いと、遠いところから生ごみを運んでくるというのは、立地したところの住民にとって非常に不愉快なわけです。自分の区域外から生ごみが運ばれてくるというのはごみ汁の問題、においの問題、それからかさ小さいですから、車の台数がそれだけ多い。ですから、住民合意ということもありまして、遠くからのものは輸送効率を高めるようにRDFでもって運んでくる。だけど、近場という、これは自分の区域のごみでございまして、それは今度は住民もそれは普通の今までのごみ焼却炉と同じこととございまして。他地域から運ばれてくるのとは違う。

そうすると、近場のごみはわざわざあるところまで集めてきてRDFにしておいて、すぐ近くのRDF発電設備に持っていくという二重の投資というのでしょうか、これがもったいない。発電設備、単体同士を比較するとRDF専焼設備とごみとRDFの混焼設備それぞれを比較すると1.8倍ぐらい高いんですけれども、今はRDFにしなくても公害の排出を極限まで絞れる技術がございまして、近場はごみのまま集めるということによって、片一方は、RDF製造設備が全然ないということで、トータルとしては安くなる。これはA地域の住民にとっては、RDF工場まで集めてくると、それから発電設備まで集めてくると、A地域の住民にとっては同じこととございまして、A地域は生のままでやったらいかかということ、大きさは、距離だけの話です。

K委員 今、F専門委員の一番目の質問に関連して、少し敷衍してお聞きしたいんですが、環境貢献の評価について、VFMに取り込んではいない御提案なんですが、VFMの構成として示されているシステムノウハウとか、建設コストとか、維持運営コスト、リスク分担コストというのは、ある意味では直接的なコストなんですけれども、環境貢献というのは経済学の用語で言うと外部効果ですね。通常VFMを計るときは直接的な効果でやるんですが、今回ごみの処理については環境は非常に重要であるから、恐らくこの環境貢献というものもVFMに取り込んではいないという、こういう御提案だと思んですが。ただ、より敷衍して一般的に言うと、VFMの中に外部効果みたいなものを取り込んでいくとすると、かなりいろんなところからいろんなことが出てきますし、やはりさっきF専門委員がおっしゃったように、プラスもあるけれどもマイナスもあるんじゃないかということになってきて、かなり難しいことになるんですが。もちろん、お立場としては特定のごみ処理ということで環境貢献というものを、ここに取り込んではいない御提案するのはわ

かるんですが、これ以外のところについて何かお考えがあれば伺いたいと思います。

荏原製作所 今、御指摘ありましたように、まさに環境貢献というのは、どちらかという地球環境的な話でございまして、当然地域環境とか生活環境といった面とはトレードオフの関係にある部分もあります。今ここで、あえて申ししたのは、そういった地域に対しての環境負荷をどこまで低減できるかというものの大きさではないかと思うんですけども、地球規模まで拡大するのか、ある市という行政単位にとどめるのか、あるいはもっと小さくて、要するに自分の家の裏庭の一つの区域に止めるのか、多分その辺のバウンダリー・リミットをきちっと定義すれば、環境影響評価はそれなりにできるというふうに考えております。

ただし、それはあくまでもそれぞれのシステムの相対評価でしかなくて、このシステムを導入するよりは、このシステムの方がましだという、より環境にとってはいいですよということでありまして、その地域ということだけで考えると、たとえ環境規制値をかなり低くクリアしても、その地域での環境負荷が増えることは間違いのないことです。先ほどの住民同意等の問題にも多少は絡むと思うんですけども、それだけの環境の負荷をその地域が背負うということは事実ですので、それに対する何らかの対応というのが当然必要だろうなと。

今までの、いわゆる環境という言葉が、どちらかという排ガス規制値とか排水規制値に代表されますような、きれいにするというを前提にやっておりましたんで、ここであえて環境貢献というようなことで申し上げたのは、きれいにするためにかかるお金というものと、それに費やすエネルギーと申しましょうか、この辺のところがいろんな見方によってそれぞれ変わってくるということがあるので、それを今、我々一企業がこれを統合評価するやり方を提案しても、なかなかこれは世の中に受け入れられないと思いますんで、是非そういう関係の方々で御議論いただいて、こういったもののいわゆる統合評価化というものを確立していただきたいなというのが、我々の感じなんでございます。

G専門委員 それはもう少し具体的に言うと、例えばCO₂の排出権の売買みたいなものがこれからマーケットに出てくると、当然国全体としては京都のアグリーメントの問題で、いつまでにいくぐらい減らさなければならないというときに、結局それらを価値換算をして、その地域は、もちろんそれを持つことによって今までよりは少し増えるでしょうけれども、他の地域で減る分を考えると、トータルとしては日本の国としてこれだけ減らせると、そうするとトン当たりいくらかで国がその分を買いたいという、結果としてその地域は相対的に安いごみの処分ができるというようなことを今、考えてられているというふうに考えていいわけですか。

荏原製作所 排出権取引とかというものが、きちっとデジタル化されればCO₂に関してはそういったことが可能に、ですから、先ほど外部化というか内部化して、地域での、それは税金を安くするとかそういう具体的なやり方は分かりませんが、先ほど大谷が言いました、例えばプールをつくるとか、そういう意味での地域貢献ではなくてもっと具体

的に、例えば電気がただになるとか、冷暖房費は要らないとかというような、当然環境負荷がその地域で増える分に見合った、具体的な何か対策というのが要るのではないかなというふうには考えています。

それも、今、話題になっているのは主に、一番わかりやすいのはCO₂で言われていますけれども、それ以外にもある地域によってはCO₂の問題よりも富栄養化の問題という方が重要な場所もありますから、私の個人的な考えではその場合にはもう全然環境に対する重み付けが違っていいと思っているんです。

ですから、あまり地球環境で大上段に振りかぶるというよりは、むしろ生活環境までいくとちょっとしんどいですがけれども、地域環境ぐらいまでのサイズで、こういった比較を具体的なシステムで実施して、よりその地域での環境負荷を下げるというような試みというのが要るかなと、それを是非お金にカウントしたいという、これはもうかなり希望的なところがあるんです。

G 専門委員 今のお話にも関係するんですが、多分ごみのPFIというのは広域化ということになるかと思うんですが、そのときに一つの大きな市があって、その市に隣る市や町などがそれに処分してもらおうというような形もあったと思うんですがけれども、一つは広域化の中で、一つ一つの町なり村なり市なりのパリュウ・フォー・マネーですね。あるところはもう捨てるだけだから、もう少しパリュウ・フォー・マネーがあるわけですがけれども、建設するところはそこの住民に対してものすごい施設を造らなければならないとか、そういうふうなこともあると思うんですが、その辺はどうお考えかということと。

もう一つは、アメリカのロピンスのプロジェクトみたいに、小が大を飲むみたいな形で、自らはそこに焼却場を造って、非常に大きなところからごみを受けることによって、逆にお金を取ったり、あるいは自分のところの分だけを少なくともただにしたりとか、その町のメリットを反映させるというふうな仕組みというのは、日本では今、考えておられるんですか。

荏原製作所 具体的に言うと、後の方の話は首長によってはそうしたいとおっしゃっているところもありますけれども、通常の広域組合の形態からすると、やはり人口の多い市なりがお金を一杯出していますので、発言権が一番大きいんで、そちらの市域内に建設ができないときには、自分のところで造ってやると言っている首長は実際にはいらっしやいますけれども、やはり大きなところと小さなところの境目辺りに造る例が結構多いんです。

G 専門委員 市ごとに、全部料金が違うというふうに考えていいんですか。

荏原製作所 いえ、お金を出し合って造ることが一般的には、広域組合ではやられています。

G 専門委員 処分料をトンいくらと払うものは同じなんですか。

荏原製作所 はい。建設費の負担額等で差を付けられているかどうかということまでは、ちょっとわからないですがけれども、実際の組合の運営をされている場合には、一般的にはトン当たり、発生量当たりいくらという形でお金を割振っているというふうに聞いて

います。それから、広域化で私などは、どっちかという先ほどの小さいところを大きいところを飲み込むような、それによってそのエリアでのお金が、いわゆる産業興しみたいな形でこういった設備の導入というのは、非常に地域活性化とかという意味合いではないとは思いません。

Ｃ専門委員 今の日本のシステムで一般廃棄物というものをどういうふうに対応するかという、どういうふうに対応するかということで、例えば通産省が法律等でいろいろな形で支援するなり枠組みを作っているわけですね。あるいは、厚生省だって枠組みを作っているということなわけですね。その今ある枠組みにという中で、この今お考えになっていることを進められるという場合と、今日PFIという言葉が例えば突然出てきて、PFIということで推進することによって、行政、すなわち地方自治体側から見て公共サービスというものをより質の高い、そしてコストの削減、縮減につながるというのが、PFIというプロセスを経ることによって、それが実現できるということであれば、PFIというものを考える価値があるわけです。PFI以前のところで問題になっている問題を、PFIの中で解決しようということが本質的にできない問題まで、PFIの中で解決しようとするとはやはりできないわけで、そこがいろんな議論の中で混乱しているかなというのが実はあるんですけれども。

私の考えで、今日お示しいただいたバリュー・フォー・マネーの構成要素としてのシステムノウハウについて申し上げますと、バリュー・フォー・マネー、あるいはPFIという観点からしますと、やはり性能発注ということですので、何を求めているかということと要するに、これだけのごみの量を処分してどれだけのコスト、そして、ある意味で環境を維持しつつということで、そのコストということにくるわけで、これだけのごみを適正に処理していただきたいということで性能発注が出れば、システムノウハウというのは、それだけで競争という意味では十分勝負になるわけですね。ですから、システムノウハウを行政側が受け入れて、同じ提案があったシステムノウハウをもって競争するということは、基本的に私はPFIというプロセスには、その時点でもう既に、なじまないんじゃないかなというふうに思うわけです。

ですから、大変コスト削減ということで、いろいろな研究をされて御尽力があるということは、よく理解できるんですが、PFIというプロセスからすると、システムノウハウをバリュー・フォー・マネーの構成要素に入れる、あるいは加点するという考え方は、少し違うんじゃないかなと思うわけです。

それから、コストという面では大幅な削減ができるということで、PFIプロセスというのがある、そしてPFIプロセス、あるいは考え方で重要なのはライフサイクルコストですから、ライフサイクルコストということで十分機能し低減するということなんですが、それは必ずしも現在のシステムからすればPFIのプロセスを取らなくてもできるということは、多分行政側から言えると思うんです。例えば三セクで現状のシステムでやっても、その三セク会社がライフサイクルコストに対して責任を持つというふうなことで処理され

れば、それはそれで多分PFIであろうと、何であろうとその差がどうしても見えてこないというのが現実ではないかと思うんです。

私の質問として、このリスク分担で、御社のお考えで、行政から見てPFIというプロセスを使うことで、民間が取るということで、どれが一番評価されるのかなと。したがって、もちろん評価されるものがバリュー・フォー・マネーということに、直接的に結びついていくということになると思うんですけれども、その点について御意見をいただきたいと思います。

荏原製作所 最初の方でおっしゃるように、公共で解決できないものをPFIで解決できないというのは、これは私もまさにその通りだと思います。

システムノウハウ、加点する云々ということについて、これは多分今お話ししているのがこちら側のスタイルであって、基本計画なりを自治体、発注者側が作って、公募をかけて、それによって資格審査をして応札価格で決定すると、1回で終わりというスタイル、今、私どもが具体的に受けている幾つかの案件の中で取られている形式は、むしろこちら側の形式が多いような感じを受けているんです。あえて言わせていただいたのはいわゆる通常の入札ではないよという形でのアイデア募集的な提案公募と、それはやはりそこで落されては元も子もないので、多分メーカーなりPFI事業者は、それはPFI事業という形でのものではないんですけれども、それなりの努力をしているんなシステムを出していくと、悪い言葉で言えば、いいところ取りをされて、ここで発注仕様書ができて、後は値段ですよと言われたときには、その中のよりいい提案をした企業というのは、何かばかを見たような格好になって、その辺でのどういう形の加点かというのはわからないんですけれども、ある一定の金額に対する評価だけでなく、それを加えていただきたいなというところが、あえて言わせていただいた内容なんです。

C専門委員 それは現状だと、これに沿っていくことになるんで、PFIという枠組みですね、法律があって基本方針があって実施方針があって、枠組みの中でそれをやることによって、よりその地域に貢献する結果が出ますよという話ですね。それが避けられるという考え方ですか。今のいいところ取りが、PFIという方式のプロセスを経ることによって、そのいいところ取りが避けられると。

荏原製作所 いや、避けられるというのではなくて、いいところ取りをして構わないんですけれども、例えばA社のアイデアを8割方組み込んで、B社のものを2割組み込んで、他のC、D、Eという会社は別に何のアイデアもなかったですよといったときに、実施方針を決めて応札するとき、同じ金額が、例えばA、B、C、Dと出てきてしまったときに、そのときに最初の提案時点で、より貢献した企業を引っぱり上げてほしいということだけなんです。

C専門委員 では、PFIの場合は、その仕様書のレベルの問題がありますね。その辺はどういうふうに理解するわけですか。

荏原製作所 ですから、その辺一番面倒臭くないのは、最初にきちっとした仕様書なり

を作って、きちっとしたというはおかしいですけども、1回で済ませてしまえばそういった問題はなくなると思うんです。そういったときに、先ほどおっしゃっていたような、できれば性能発注という言い方というよりは、もう一步進んだむしろ機能発注みたいな感じだと、先ほどのような提案が可能です。性能発注になりますと、先ほどの例でいきますと、こういう固形燃料を何トン燃やす設備を造りなさいという形で、発電設備しか通常は出てこない。周辺のRDF製造設備というのは個々にまた出てまいりますから、我々が努力できるのは、200トン近いRDFをどうやって一番発電効率よく燃やすかという、そのためのフリーハンドはあるんですけども、それ以上ではないわけです。

そうではなくてもうちょっと、実際は今回の仕様書で発注する部分は、契約する部分は、この廃棄物発電設備なんだけれども、周りはこういう状況だよと、それで一番いいものを持って来いと言われたんで、先ほどみたいなものが持って行けたと。実際には、事業としてその時点では、個々の自治体なりは考えられていないんです。個別にやりますと。だけれども、その方式の方がいいですねという、だけれども最初の投資額というんですか、これはそういう方式を変えることによって高くなりますよと。

G専門委員 今、竹内さん言われたことでいくと、いい案があったら、そのことは全部オープンにされて、極端に言うとならぬ表に出て、それを発注仕様書に加えて競争してくださいという話になっていると思うんです。私はそうではなくて、最終的にトンいくらで引き取ってもらえますかと、極端にその一言だと思うんです。ですから、それはどういうシステムであろうが、どんな形をしようが、それは本当にいい案を持っていれば、本当に競争したときに最も安くごみを引き取れるというものにつながるはずですし、それを持っていないところは、当然高く引き取ってもらうということになると思うんです。本当はPFIというのはそこが一番原点ではないかと思うんですが。

荏原製作所 応札する側が一番大変なんですけれども、この地域の中でこれだけの廃棄物が出ますと、これをともかく一番効率よくと言いますか、埋立量も少なく、コストも少なくと言いますか、どういう処理をしたときにコストがいくらかかって、最終処分場にいくらか持ち込んで、環境負荷がどのくらい出るんだというのは、ここで発生するごみ、これは絶対処分しなければ困りますよという条件であれば、今の性能発注という枠をもう一段超えたような形の発注ではないかと思うんですけども、今の場合の性能発注というのは、どちらかという処理方式というものがある程度、例えば焼却処理とか、リサイクルとか、破碎設備とか、そういう処理方式はある程度固定した上での性能発注ということになっています。

D委員 非常に難しい問題が提起されましたね。後で議論になるのかなという気がするんですが、知的所有権みたいなものがはっきりしていますと話は簡単なんです、一つは、入札をしても諸外国のようにネゴが入るとい形になりますと、ネゴの段階で幾らでも新しい提案ができるわけです。そうすると、どっかが出したものとかをこのネゴの段階で、これをやったらどうですかと、安くなりませんかというようなことになるわけです。そう

すると、それは特許か何かで守られていますね、明らかにそこに金が払われるんです。

これは後ほどの問題になると思うんですけども、例えば今おっしゃるように、そういうものを加点するのか、あるいはそれはそれで知的所有権としてお払いしておしまいにするのか、全く無視するのかというのは大きな一つの問題提起かというふうに聞かせていただきまして、そういう宿題にすると。多分これは、入札の方法と落札者を決めるときの間にネゴを入れるかどうかによって非常に変わってきますから、その時に大きな問題になるかなという指摘だけにしておきます。

H専門委員 ちょっと印象ですが、おっしゃられていることはよくわかりますが、要はこのシステムノウハウというのは民発意の価値を認めてほしいということですね。確かに評価上は正しいのではないかと私は個人的には思っております。ですけども、この考えはちょっとバリュー・フォー・マネーというのとは関係ないのではなからうかなという気がいたします。究極的にはG委員がおっしゃられましたように、入札の在り方次第では、民発意の価値は内部化することができる。この場合、民の価値というものは公正に評価できるわけですね。

一方、前提が競争条件で一定の与件として決まっている場合、確かにこの場合新しい民発意の価値というものをどう評価するのかという問題はあります。それを採用した場合、もしくはリテンダーとする場合には何らかの価値を認めるべきだというのは、私は正しい御指摘ではないかと思えます。但し、それは評価上の問題であって、果たしてバリュー・フォー・マネーの考えでこれをはかるというのは、ちょっと疑問に思ったんですがいかがでしょうか。

荏原製作所 今の御指摘で、私どもが申し上げたいのは、今、民発意の価値というお話でございまして、それを認めていただきたいというのが基本的に私どもの申し上げたいことなんですが、その民発意の価値を認める範囲が、どの範囲まで認めるのか。結局今までは、やはり廃棄物焼却設備とか、リサイクル設備という中、あるいはもっとすると、もっとその中身が限定された中で、極めて自由度の狭い中での民発意だったわけです。

したがいまして、公害の排出条件が0.何ナノグラムを勝負したりというような勝負だったわけです。ところが、このPFIということになると、その資金をどちらが出すのかということ以外に、もっと自由度を高めて、そしてコストとサービスとの両方を評価すると。そして最終的に最も効率のいい、コストの安い形、それはコストということで評価してもいいんですが、そうするためには、民の発意を認める範囲というのを、もっとずっと広げていただけないだろうかということなんです。

広げていただいても、結局最終的には今までの狭い範囲と同じような入札という行為が行われると、結局その広い範囲でもって、例えば入口だけの、先ほどの固形燃料にしてからやるのと、それからしないで作るのという簡単な例もございまして、実はリサイクルというのも非常に大きなテーマでございまして、でき上がったもの、あるいは回収したものをどうリサイクルするのか、そのリサイクルの輪をどう太くするべきなのか、その

ためにはいろんな会社とコンソーシアムを組んで、そして引き取り保証するとかいうような提案とか、いろいろ範囲を広げていただきますと、それなりに会社の実力、あるいは今までの培ってきたものでもって、よそにはない御提案ができるわけです。それを、何とか、いわゆる競争の場でも、そのフレキシビリティを許容したままで競争させていただけないだろうか。それが、もう一回入札という行為をすることによって、その条件をそろえてしまうとか、あるいは今お話がございましたように、1社に仮に決めたにしてもネゴしていく段階で、その方式がオルタナティブとして採用されてしまうとか、そんなようなことを、仮に認めるにしても、できれば我々とする、その加点していただけないだろうかというお願いでございます。

ですから、バリュー・フォー・マネーに加算すべきかどうかという、そここのところを厳密にそうだという意味ではなくて、申し上げたいことは、今まであまりに自由度のない中で、小さな数字の勝負とかいうところだった、あるいはもう文字通りいくら安くするかと、変な話でございますが、いかにコストを安くするために下請けと交渉するとか、海外調達をするかとかというような勝負で、それこそ骨皮削ってまいったわけですがけれども、もう少し自由度を広げていただける、それがもしかしたらPFIなんではないか、それが最終的にはもしかするとトータルコストが下がる方法なんではなからうかというお願いだったわけです。最終的にいろいろ知恵を絞ったんだけど結局横一線で、やはり血の出し合いで決まってしまうというのではなくしていただけないだろうかという、切実な気持ちをちょっと訴えさせていただきました。

白須室長 VFMの構成要素の話の部分なんでございますが、システムノウハウの部分には、これまで皆さんからいろいろお話があったわけでございますけれども、環境貢献という部分です。これを果たしてどこまで言えるのかというのは、一つの問題だと思っておりますが、これはある意味で申しますと、PFIだから環境貢献を入れて、何か国から金出せとかという話ではなくて、これは直営でやろうと同じ話で、ですからPFIの問題としてどうこうしてやるべきだという話ではなくて、むしろ廃棄物の問題ということの中で、公共であろうがPFIであろうが同じレベルの問題としての問題の御提起だろうと思うんですが。

荏原製作所 確かに、これは廃棄物処理ということ言えば同じでございます。ただ、私が今、申し上げましたように、PFIということで今までの公設公営の官発注の物件というよりも、よりフレキシビリティが非常に広くなるといったところに、やはりこういう評価項目というのが入ってくるのではないかなと。かなりがちがちのスペックでいきますと、そういう点では環境貢献というんでしょうか、環境影響というんでしょうか、その度合も似たり寄ったりになってしまうという意味であって、基本的にこれを評価すべきだというのは、官民、PFI問わず同じことでございます。

I委員 具体的なVFMの計算をしないといけないということ、ちょっとこういう理解でいいのかお伺いしたいんですが、まずシステムノウハウとおっしゃっておりますけれども、いろんな思いがあって厳密にはちょっと難しいと思いますが、単純に私の方で、コ

ストを削減する効果が、A社にあってB社にないということであれば、ここで建設コスト、維持管理コスト、あるいはリスクの分担コストというところに反映されるから、それはそれでいいですね。VFMといった場合に官でやった方がいいのか、民でやった方がいいのかという局面で見ますと、そういう御提案があってと言うのであれば、これは民間でやりましょうという結論になるから、そういうことでよろしいのかなと。ちょっと特許とかそういう問題は別にあるんだろうと思いますんで、これはちょっと置いておきます。

その次、環境貢献についてなんですが、今、伺っております、要するに同一の公共サービスの提供水準であれば、価格のたたき合いだと。おっしゃっているのはなかなか評価が難しいけれども、要するに水準が上がるのではないかと。そういうことで考えますと、つまりコスト・パフォーマンスが上がるんですよ。ただそれが価格だけではなくて、性能的にもちょっと違う、プラスの、つまり官から見れば今の環境基準を達成するよりも、若干高い基準を達成しようとする、それだけコストがかかるわけです。その分を考えれば、当然コスト・パフォーマンスは上がるのではないのでしょうか。こういうことで、評価してほしいとおっしゃっておられるのかなと、具体的にVFMと言った場合にですね。そのノウハウ料とか著作権のそういうことではなくて、具体的にはそういうことかなと思うんですが、そういう理解でよろしいですか。

荏原製作所 環境貢献のところは、実際に私どもが具体的に数字でお示しできないんですが、言ってみると全部それが今、非常にクリアーにコストに全部倒せるという項目だけではないというふうには実は思っておるわけです。これは温暖化で言えば一番はっきりしているんですが、炭酸ガスの排出量が多いとか少ないとかといった問題。あるいは埋立地における埋立て負荷が多い少ないという問題というのは、必ずしもコストにそのまま反映してくるかという、炭酸ガスの排出を少なくするためにうんとコストをかけているかという、必ずしもコストに倒せないものもあるわけです。

ですから、環境貢献というのは、例えば富栄養化などと言うとなおさらかもしれませんけれども、そういったいわゆるコストだけで勝負すると、もしかすると環境にはうんと負荷をかけているんだけれども、見た目のコストは安いねというシステムがあるわけです。それはやはりちょっと違うのではなからうかという思いがありまして、いわゆる地球環境に対する影響度とか、あるいは今度循環型の社会のシステムを御提案させていただいたときには、言ってみるとできた製品とか原料を非常に長距離運ぶとか、運ぶのにもものすごくコストがかかるというシステムというのは、トータル的に燃料だとか、それから車の排気ガスだとかといろんなことを考えたとき、環境に対して果たしていいんだろうか。

そうすると、やはり近場でもってそういうところが非常に完結された簡略なシステムというのは、長距離でもって難しく運ぶのと比べても大分違うとかという、その環境に対する影響というのが、そのままずばりお金に倒せない項目があるんだけれども、そのところはこれからの設備というのには、やはり評価として加えなければいけないのではなからうかということなんです。

処理の中で、バージンの石油を使うとか石炭を使って処理するシステムと、ごみだけでもって処理するシステムと両方あったときには、これはもうコストと炭酸ガスの排出量というのはある程度比例してしまいますので、これはすぐにお金に倒せるわけですがけれども、そうではない場合も結構あるものですから、やはり環境貢献という項目で一つ評価をしていただく。それが、具体的に今どういう数字で倒せばいいんだと、それ全部お金に倒せないのかというのに対して、明確に申し上げられないのが非常にあれなんです、必ずしもお金に倒せないものもあるということなんです。

D委員 今の件は、もう室長からコメントが出ておまして、全体にも及ぶ問題であるというのが一つです。PFIで多少裁量があれば自治体が判断して、その自治体を規制している法律の範囲で判断する問題であって、今のことを考慮して安いと考えるか、考えないかというのは、多分発注者側が判断するんでしょうね。VFMの考え方的一般論はここでいろいろ出せると思うんですが、どれを採用するかというのはそうなるのではないかと思います。

地方自治体の方も将来的には何らかの対応ができるのかなという気がしておりますけれども、ただ共通の問題であることは事実だし、発注者側の、特に地方自治体の場合は、自由度の範囲の中での判断になるんでしょうね。

J専門委員 システムノウハウの問題ですが、確かにバリュー・フォー・マネーで論議する問題ではないという気はします。ただ、やはり評価の問題でしょうし、それから全体のプロセスの問題として非常に重要な問題だと思います。

実は、先ほどの東京都の例で、私はあまり発言しませんでした、あれはまさにシステムノウハウを、ただこれはシステムノウハウがストレートに価格につながっていますので、私どもの提案というのは、2台据えて、昼夜切ったり止めたりということフレキシビリティを持ってやるというのが基本でして、それからその運転パターンを東京都の蒸気の、電気ではなくて蒸気の要求に合わせてものすごくいろんな工夫をして、大分手間ひまかけました。荏原さんも実は、誘われていましたんで、それなりのことをされていると思いますが、それが最初、1次でそれを考えて、そのまま2次に突入して行って、結果的には要求性能を満たしたものが、なおかつお金に結び付くということで、非常にストレートでしたので、システムノウハウ=競争力につながりましたけれども、ただおっしゃっているようなケースですと、システムノウハウというか、もう組み合わせの問題であり、最初から示されているものと、全くとは言いませんが違うもの、あるいは施設が二つあるものを一つにするとか、違う仕組みになってしまいますから、どうしてもそこで一つ仕切直しがいるということであれば、やはり何かこういった形で評価の段階で加えるというのが正しいんだらうというふうに私は思います。

C専門委員 PFIというものを理解して推進される場合、私は非常に多くのケースで感じるんですけども、先ほど申し上げたように、現状で解決できないものをどうしてもPFIに持ち込もうという流れがあって、それはちょっと違うのではないかなというふう

に思うわけです。

廃棄物処理の問題というのは、公設公営と公設民営と民設民営、PFIということで、PFIという形にするからこそ意味があるんだという、ある意味の原点があるわけです。その原点はどこにあるかという、やはり民間資金の活用ということと民間の経営ノウハウというものがあからこそ、例えば公設公営よりも公設民営よりもいいという、そういうものが出てくるという、まずその一つの原点のところでお考えいただくのが一番理解し易いのではないかなというふうに思うわけです。運営面から見てどれだけイニシャルが下がるか、あるいは運営コストが下がるかということで、コスト削減につながり、そしてそれが地域に貢献するという、そういう一つの基本的な考えがあるわけだと思うんです。今日のプレゼンテーションで、一つ私が気になりますのは、リスク分担のバリュー・フォー・マネーの影響ということなんですけれども、やはり民間がやるといった場合に、民間が取ってはいけないリスクというのは取ってはいけない、要するに経営的に取ってはいけないリスクというのがあるわけです。それは、簡単に言うと公共部門しか取れないリスクというのがあるわけですから、そこはやはり明確に示していただきたいと思うんです。無理にPFIにするからリスク分担しなければいけない。PFIだからリスクは全部公共から民間に移管するなんていう、全くそれは大きな誤解でございまして、リスクを一番適切に負担するものがそれを取ることですから。そうすると先ほどA先生からもお話ありましたけれども、御説明を今日も伺っていて、本当に廃棄物処理というのはPFIになじむのかなという、要するにリスクという観点でいけば、もしかするとPFIになじまないかもしれない。なぜなじまないかという、議論の中で無理なリスク移転をしようとしているのが、もしプロポーザルの中にあればそれはやはりなじまないんですね。ですから、無理は絶対してはいけないわけで、ですからやはり原点に戻って取ってもらうべきものは公共部門に取っていただいて、その結果、例えば一番極端に言いますと、全部リスクは公共ですと。にもかかわらず民間がPFIでやることによって結果的に大幅なコスト削減ができて、そしてそれが財政的に削減したということであれば、それはそれでいいと思うんです。

ただ、リスク移転がゼロということは有り得ないわけですが、でもそのリスク移転のところ無理なリスク移転をして、そのリスク移転のために出てくるコストをカバーしようと思って、また次のところにつないで、それがさっきの産廃の併せ処理の話になっていくと思うんだけど、無理が無理を呼んでいくみたいな形になると、やはりそれは民間の経営としてなじまないのではないかなという気がするんです。

ですから、是非単にPFIにおける産業廃棄物の問題ではなくて、三セクあるいは今の形における産業廃棄物の問題の中でも、やはり民間の事業者側からすれば公共に対しては、行政が取るべきリスクは取ってくださいと、その中で民間としてはこういうことができますということを明確に言う必要があるのではないかなというのが正直言って印象ですので申し上げました。

D委員 一般廃棄物で例えば減量したというときには、公共がやれば、もしその減量を考えないでキャパシティーを設計しまして、そして自分の方針で減量すればそれだけのロスが公共側にあるわけですね。それであれば、それを民間がやっても同じで、VFMには全く関係なくて、そのリスクは当然公共側が自分でやっているものですから、それでいいんじゃないかという考え方があります。それを民間に移すと、案件が高くなってしまいうんじゃないか、つまりそういうことがあるかないかわからないにもかかわらず、リスクを余計取らなければいけませんから、結局はリスクは取りやすい人がという言い方をしていますけれども、別の言い方をすれば、案件が安くなるようなリスクの分担がいいというのを、今の発言と同じ意味で言えばなるんで、将来方針が変わって、減量化することがあればそのリスクは公共が取っていいんじゃないかという考えなるんですね。

それと同じようなことで、例えば爆発物混入等のリスクというのは、これは公共がやってもあるわけですね。そのリスクは当然あるわけです。爆発物を取り分け、選別する特別の特許を持っている会社があるのであれば、そのリスクはそっちへ移した方が安くなるんでいいんですけども、そういう特別の手法がないのであれば、これはどっちにしてもそのリスクは同じなんで、VFMとは全く関係がなくて、むしろ公共が取べきではないかという考え方がある。

その辺、自分の整理のためにお聞きしているんですが、もう一つ、この辺になると私よりむしろK先生がずっと詳しいんですが、リスク分担として金利変動リスクというのが民に移っているんですけども、この辺はどう考えていいのかというのがよくわからなかったんです。というのは、非常に小さな案件で、例えば円経済の中、つまり日本の国内だけでちょこっとやられるようなものであれば、金利変動というのは当然国、官がやったときも入ってくるんで、官でいいのではないかなと思ったんです。それで、とても一国では扱えないと、ユーロトンネルのような大きなプロジェクトで、世界中からお金を調達しないと行けないとなりますと、各国からお金を調達するものですから、為替変動であるとか、そういうふうな話になってくると、民が取るのかなと思ったり、その場合でもやはり国が取るのかなとか、この辺も将来の議論かなと、そういう疑問をちょっと感じました。特に最後の問題は別としまして、前の二つはいかがでしょうか。

荏原製作所 実は、PFIだからと言って、今まで官が公設公営でおやりになっていたことと、いわゆる建設のときの用地だとか、住民同意だとか、これはもう民がやりようがないということは先ほど申し上げたとおりなんですけど、そこから先の建設から運営に入ったところでは、やはり今までは公がおやりになっていたんですけども、それをPFIということで、PFIとそれから民設民営という違いはちょっとその辺になると不明確になるんですが、実は今まで公設公営だった場合には官がお取りになっていたリスクというのが、基本的にはいわゆる民間PFI事業者に移るのではなからうかという前提で考えた話なんです。ですから、爆発物というのも収集するのは公です、官です。

しかしながら、ごみピットで受け入れたところから事業者が責任を持って処理するんだ

ということを考えているわけです。その中に、もしプロパンボンベが入っていて、見えればもちろん取り出すんですけれども、大きな施設になりますとあの大きなグラブでつかんだときに、中にボンベが入っていることはちょっと検知しようがないわけです。そういったときに、万一爆発が起きたときというのは、これはやはり全部民だよと言われたんではかなわないということから、これは御提案しているわけなんです、実は今、先生のお話にございましたように、これは公設公営のときだって同じなんだから、このリスクは官に持たせるべきだと、むしろ我々とすればそれがお願いできればもう全く異論のないところです。

それから、ごみの減量化は実際に私どもが自治体とお打ち合わせしている中で、実際に出てきた問題なんです。これは、税金を使っていろいろ広報活動をやって、それで住民にも協力を仰いで分別収集をやってもらったと。そうすると当然それだけ住民が汗をかき、あるいは税金を使っているんだから、その効果として表わさなければいけないんだと、ところがそれはどういう形で表すのかということ、ごみの処理料が安くなったとか、何かの形で本来はバックしなければいけないのに、それはPFI事業者にとって収入減少になって立ち行かなくなるもんですから、収入保証という形で、要するに一定額払うことになってしまうと、これはやはり非常に住民感情上もなじまないんだというお話がありまして、だからそのところは民の努力でもって、その収入源を補う方法を考えられないのかということが実際出てまいったもんですから、その解決策として実は併せ産廃処理の案を御提案することによってということで、できればそれが収入保証という形でもし通るんであれば、今お話になったように産廃を受け入れると、今度はまたその産廃を受け入れたということのリスクが出てまいりますので、我々としてもおっしゃるとおり切り分けられればそうしたいということです。

D委員 大変ありがとうございました。VFMにそういう民の問題が絡んでくるというのは、非常にいい例ではないかと思うんです。そういうことの議論を聞いておかないと、抜けてしまう可能性もありますし、どこまで考えるかは別として個人的には非常に参考になったと思います。いい御指摘をいただいたと思います。

L専門委員 金利変動リスクのお話が出たので、銀行なんて言うておきますが、プロジェクト・ファイナンスでも今は金利変動リスクほとんどマネージが簡単だということで、10年以内であればコストも確定できますので、よほど弱い事業体の場合は問題が出るんですが、それ以外はマネージャブルだということだと思います。

それから、こちらの委員からも出たんですけれども、廃棄物処理のプロジェクト・ファイナンスをPFIでやるのは、非常になじまないのではないかというお話なんですけれども、私の経験でもプロジェクト・ファイナンスの中では、最も難しい部類に入ると、通常の発電等に比べればはるかに難しい。アメリカで幾つもの失敗例がありますけれども、やはり公共も民間も考えている以上に、このリスク分担のところが、公共も民間もこのくらい民間が取れるのではないかと思ったことが取れなかったということが非常に多いです。経

験的にもうはっきりしていることは、先ほどから出ています住民合意リスクについては全く民間取れないです。これはもうコストが無限大になるということでございます。後は運営のところの供給リスク、ごみの安定供給ができないということと、その品質がそろわないためにオペレーションが不安定になるということが非常に大きく問題になるんで、通常プット・オア・ペイはほぼマストということですし、ごみの品質内容についても公共側がリスクを取らないと一発でやられるというのが多くあったと思います。

ただ、その辺の限界点をどこまでやるかというのはネゴマターだと。あとはリーガルリスクが最大で、訴訟を受けた場合の責任は、どっちがどこまで負うかと、ここでほぼ勝負がつくと。アメリカのウエストマネジメントは200人ぐらい弁護士を抱えて、アメリカ中に派遣して年中100件以上の訴訟をやっているということですから、彼らは訴訟の類型化をして訴訟コストを非常に小さく収められるようになったことで、この分野での競争力を持ったという話ですから、普通単体の事業体ではそんなノウハウはありませんから、リーガルリスクも相当な部分は公共が取ってもらわなければ、その種のもは難しいというのが普通ではないかと思えます。

西野部会長 今、大変ディサイジブな発言がございまして、ちょうどお時間で切れ目でもいい御発言をいただいたと思っております。予定しておりました時間になりましたんで、今日は荏原製作所の大谷さん、竹内さんのヒアリング、大変有益でございまして、お忙しいところ本当にありがとうございました。

(株式会社荏原製作所関係者退室)

西野部会長 若干の御報告事項がございまして、まずヒアリング対象者の公募についてですが、これにつきましては前回の合同部会で皆さんの御了解をいただきまして、公募の要領については私と山内部会長に御一任いただきました。そこで、相談の上既に皆様にもお送りしておりますが資料3という形で今日配っておりますように要領を定めまして、4月12日に関係省庁の記者クラブに資料を配布するとともに、PFI推進委員会のホームページに掲載しております。応募の締切りは4月27日で、公募者によるヒアリングは5月26日と予定しております。ヒアリングの対象者の選定につきましては、前回の合同部会においてこれも私と山内部会長に御一任をいただいておりますので、そのように進めさせていただきます。

次に、次回のヒアリングですが、5月12日の午後1時から5時ということで、この間お約束をしましたように開催したいと思えます。

ヒアリング対象者は三重県、神奈川県、それから三井物産株式会社の3組を予定しております。今日、1回やりましたので、少し要点もわかってまいりましたし、次回は論点を整理して御質問を詰めて、非常に密接なVFMとリスクを中心にPFI全体ということで、要領よく進められるのかなと考えまして3組にしております。これは、できるだけたくさん聞きたいということがあります。次回よろしく御協力いただきたいと思います。詳しい御案内は後日事務方から連絡をしていただきます。

その後、以降のヒアリング対象者についても、委員、専門委員の皆様から御推薦をいただいた方を含めまして、私と山内部会長とで選定を進めております。また、公共からの参考人的立場による出席者についても人選を進めております。これらについては、決まり次第皆様に御紹介し、どういう方が来られるかというのがわかるようにしたいと思っております。

後は、いつものことですが、今日の場合には会議終了後、総理府のPFI推進室白須室長に記者会見を行っていただきます。そういうことを御報告いたしまして、今日の議事を終わらして、閉会にしたいと思います。